

「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」修正対照表

第五部分

<p>「専利審査指南」 (2010年2月1日から施行)</p>	<p>「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記あり)</p>	<p>「専利審査指南改正草案（再意見募集稿）」 (訂正履歴表記なし)</p>
<p>第五部分第一章 2. 専利出願の形式 専利出願手続は、書面形式（紙書類形式） 又は電子ファイル形式で提出しなければならない。 2.1 書面形式 出願人が書面形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類については、提出されていないものとみなす。 口頭や電話、実物等の書面以外の形式で各</p>	<p>第五部分第一章 2. 専利出願手続の形式 専利出願手続は、<u>規定に合致する電子、紙書類等の書面形式で行わ</u>書面形式（紙書類形式）又は電子ファイル形式で提出しなければならない。 <u>口頭、電話、実物、ファックス、電子メール等の形式で行う場合は、提出していないものとみなし、法的効力を生じない。ただし、別途の定めがある場合を除く。</u> 2.1 電子形式 <u>出願人は電子ファイル形式で専利出願を提出して受理された場合、審査許可手続におい</u></p>	<p>第五部分第一章 2. 専利出願手続の形式 専利出願手続は、規定に合致する電子、紙書類等の書面形式で行わなければならない。 口頭、電話、実物、ファックス、電子メール等の形式で行う場合は、提出していないものとみなし、法的効力を生じない。ただし、別途の定めがある場合を除く。 2.1 電子形式 出願人は電子ファイル形式で専利出願を提出して受理された場合、審査許可手続において専利電子出願システムを通じて電子ファイル形式で関連の書類を提出しなければならな</p>

<p>種手続がされた場合、或いは電報、テレックス、ファックス、電子メール等の通信手段により各種手続がされた場合、いずれも提出されていないものとみなし、法的効力は生じない。</p> <p>2.2 電子ファイル形式</p> <p>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合、審査許可手続において専利電子出願システムを通じて電子ファイル形式で関連の書類を提出しなければならない。ただし、別途の定めがある場合を除く。規定に合致しない場合、当該書類は提出していないものとみなす。</p>	<p><u>て専利電子出願システムを通じて電子ファイル形式で関連の書類を提出しなければならない。ただし、別途の定めがある場合を除く。</u></p> <p><u>規定に合致しない場合、当該書類は提出していないものとみなす。</u></p> <p>2.12.2 紙書類書面形式</p> <p>出願人が紙書類書面形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類については、提出されていないものとみなす。</p> <p><u>受理した紙の専利出願書類及びその他の書類について、専利局はスキャンしてデータベースに保存する。紙書類の形式で提出された専利出願書類及びその他の書類は、国家知識産権局が電子ファイル形式に変換し、電子システムデータベースに記録し、元の紙書類形式と同等の効力を有する。</u></p> <p><u>口頭や電話、実物等の書面以外の形式で各種手続がされた場合、或いは電報、テレック</u></p>	<p>い。ただし、別途の定めがある場合を除く。規定に合致しない場合、当該書類は提出していないものとみなす。</p> <p>2.2 紙書類形式</p> <p>出願人が紙書類形式で専利出願を提出し、受理された場合には、審査許可手続において紙書類の形式で関連書類を提出しなければならない。別途の定めがない限り、出願人が電子ファイル形式で提出した関連書類については、提出されていないものとみなす。</p> <p>受理した紙の専利出願書類及びその他の書類について、専利局はスキャンしてデータベースに保存する。紙書類の形式で提出された専利出願書類及びその他の書類は、国家知識産権局が電子ファイル形式に変換し、電子システムデータベースに記録し、元の紙書類形式と同等の効力を有する。</p> <p>2.3 紙書類出願から電子出願への変更</p> <p>出願人、復審請求人又は専利代理機構は、紙書類による出願を電子出願に変更するよう請求することができる。ただし、国の安全又</p>
---	--	---

	<p>ス、ファックス、電子メール等の通信手段により各種手続がされた場合、いずれも提出されていないものとみなし、法的効力は生じない。</p> <p>2.2 電子ファイル形式</p> <p>出願人が電子ファイル形式で専利出願を提出し、受理された場合、審査許可手続において電子専利出願システムを通じて電子ファイル形式で関連の書類を提出しなければならない。ただし、別途の定めがある場合を除く。規定に合致しない場合、当該書類は提出していないものとみなす。</p> <p>2.3 紙書類出願から電子出願への変更</p> <p><u>出願人、復審請求人又は専利代理機構は、紙書類による出願を電子出願に変更するよう請求することができる。ただし、国の安全又は重大な利益に関わるもので、秘密保持が必要な専利出願を除く。</u></p> <p><u>請求を提出する出願人、復審請求人又は専利代理機構は、電子出願ユーザーでなければならない、かつ専利電子出願システムを通じて</u></p>	<p>は重大な利益に関わるもので、秘密保持が必要な専利出願を除く。</p> <p>請求を提出する出願人、復審請求人又は専利代理機構は、電子出願ユーザーでなければならない、かつ専利電子出願システムを通じて請求を提出しなければならない。その他の方式で請求を提出する場合、当該請求は提出されていないものとみなす。</p>
--	--	---

	<p>請求を提出しなければならない。その他の方式で請求を提出する場合、当該請求は提出されていないものとみなす。</p>	
<p>第五部分第三章</p>	<p>第五部分第三章 2.3.3 専利法実施細則第 45 条に基づく先の出願の援用により追加提出する欠落した書類の受理手続 <u>専利法実施細則第 45 条の規定に基づき、出願人が先の出願を援用する方式により権利要求書又は説明書（実用新案の添付図面）を追加提出する場合、初めて専利出願を提出するときに援用・付加声明を提出しなければならない。受理手続において発明専利の出願又は実用新案専利の出願に説明書（実用新案では添付図面がない）又は権利要求書が不足していることを発見した場合であって、当該出願について優先権を主張したときは、専利局は欠落した書類を追加提出する旨の通知書を発行する。優先権を主張しない場合、専利局は受理しない旨の通知書を発行する。分割出願については、実施細則第 45 条の規定を適用し</u></p>	<p>第五部分第三章 2.3.3 専利法実施細則第 45 条に基づく先の出願の援用により追加提出する欠落した書類の受理手続 専利法実施細則第 45 条の規定に基づき、出願人が先の出願を援用する方式により権利要求書又は説明書（実用新案の添付図面）を追加提出する場合、初めて専利出願を提出するときに援用・付加声明を提出しなければならない。受理手続において発明専利の出願又は実用新案専利の出願に説明書（実用新案では添付図面がない）又は権利要求書が不足していることを発見した場合であって、当該出願について優先権を主張したときは、専利局は欠落した書類を追加提出する旨の通知書を発行する。優先権を主張しない場合、専利局は受理しない旨の通知書を発行する。分割出願について</p>

	<p>ない。</p> <p><u>出願人が初めて書類を提出した日から起算して 2 ヶ月以内又は欠落した書類を追加提出する旨の通知書を受け取った日から起算して 2 ヶ月以内に先の出願の援用により欠落した書類を追加提出することを確認し、かつ受理要件を満たす場合、専利局は受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減審査許可通知書を発行する。規定された期間内に先の出願の援用により欠落した書類を追加提出しない場合又は追加提出後も受理要件を満たさない場合、専利局は受理しない旨の通知書を発行する。</u></p>	<p>は、実施細則第 45 条の規定を適用しない。</p> <p>出願人が初めて書類を提出した日から起算して 2 ヶ月以内又は欠落した書類を追加提出する旨の通知書を受け取った日から起算して 2 ヶ月以内に先の出願の援用により欠落した書類を追加提出することを確認し、かつ受理要件を満たす場合、専利局は受理通知書、出願費納付通知書又は費用軽減審査許可通知書を発行する。規定された期間内に先の出願の援用により欠落した書類を追加提出しない場合又は追加提出後も受理要件を満たさない場合、専利局は受理しない旨の通知書を発行する。</p>
<p>第五部分第五章</p> <p>3. 1. 1 秘密保持請求の提出</p> <p>出願人が、発明又は実用新案に係る専利出願が国家の安全又は重大な利益に関するものであって、秘密保持が必要であると判断した場合、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を明記するとともに、願書を紙形式で提出しなければならない。また、</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>3. 1. 1 秘密保持請求の提出</p> <p>出願人が、発明又は実用新案に係る専利出願が<u>国防利益以外の</u>国家の安全又は重大な利益に係るものであって、秘密保持が必要であると判断した場合、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を明記するとともに<u>を提出しなければならない</u>、願書を紙</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>3. 1. 1 秘密保持請求の提出</p> <p>出願人が、発明又は実用新案に係る専利出願が国防利益以外の国家の安全又は重大な利益に係るものであって、秘密保持が必要であると判断した場合、専利出願の提出と同時に、願書において秘密保持の請求を提出しなければならない、願書を紙形式で提出しなけれ</p>

<p>出願人は、発明専利出願が公開の準備段階に入る前、又は実用新案専利出願が査定公告の準備段階に入る前に、秘密保持請求を申し立てることもできる。</p> <p>秘密保持請求を申し立てる前から、その出願内容が国家の安全又は重大な利益に関するものであり、秘密保持が必要であることが確定している場合、出願人は関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出しなくてはならない。</p>	<p>形式で提出しなければならない。また、出願人は、<u>発明専利出願が公開の準備段階に入るが完了する前</u>、又は<u>実用新案専利出願が査定公告準備段階に入るが完了する前</u>に、秘密保持請求を申し立てることもできる。</p> <p>秘密保持請求を申し立てる前から、その出願内容が国家の安全又は重大な利益に関するものであり、秘密保持が必要であることが確定している場合、出願人は<u>関連部門による秘密等級確定に係る文書秘密等級確定権限を有する機関、組織が発行する秘密保持証明書類を提出しなくてはならない。</u></p> <p><u>秘密保持証明書類には、発明創造名称、出願人氏名又は名称、秘密等級、秘密保持期間、秘密保持の原因及び秘密保持の要点、秘密化責任者、秘密化機関又は組織の担当者及び連絡先電話、出願人機密事項連絡先住所並びに秘密化日を明記しなければならない。さらに当該書類には、秘密化機関又は組織の公印を押印しなければならない。</u></p>	<p>ばならない。また、出願人は、発明専利出願の公開準備段階が完了する前、又は実用新案専利出願の査定公告準備段階が完了する前に、秘密保持請求を申し立てることもできる。</p> <p>秘密保持請求を申し立てる前から、その出願内容が国家の安全又は重大な利益に関するものであり、秘密保持が必要であることが確定している場合、出願人は秘密等級確定権限を有する機関、組織が発行する秘密保持証明書類を提出しなくてはならない。</p> <p>秘密保持証明書類には、発明創造名称、出願人氏名又は名称、秘密等級、秘密保持期間、秘密保持の原因及び秘密保持の要点、秘密化責任者、秘密化機関又は組織の担当者及び連絡先電話、出願人機密事項連絡先住所並びに秘密化日を明記しなければならない。さらに当該書類には、秘密化機関又は組織の公印を押印しなければならない。</p>
<p>第五部分第五章</p>	<p>第五部分第五章</p>	<p>第五部分第五章</p>

<p>5.1 出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出</p> <p>秘密保持専利出願の出願人又は秘密保持専利の専利権者は、書面で秘密解除請求を提出することができる。秘密保持請求の提出時に、関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出した場合、出願人（又は専利権者）は秘密等級を確定した部門による秘密解除に同意する旨の証明書類を添付するものとする。</p> <p>専利局は、秘密解除請求対象の秘密保持専利出願（又は専利）について秘密解除の確定作業を行い、かつその結果を提出者に通知する。</p>	<p>5.1 出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出</p> <p>秘密保持専利出願の出願人又は秘密保持専利の専利権者は、書面で秘密解除請求を提出することができる。秘密保持請求の提出時に、関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出した場合、出願人（又は専利権者）は秘密等級を確定した部門<u>機関、組織</u>による秘密解除に同意する旨の証明書類を添付するものとする。</p> <p>専利局は、秘密解除請求対象の秘密保持専利出願（又は専利）について秘密解除の確定作業を行い、かつその結果を提出者に通知する。</p>	<p>5.1 出願人（又は専利権者）による秘密解除請求の提出</p> <p>秘密保持専利出願の出願人又は秘密保持専利の専利権者は、書面で秘密解除請求を提出することができる。秘密保持請求の提出時に、関連部門による秘密等級確定に係る文書を提出した場合、出願人（又は専利権者）は秘密等級を確定した機関、組織による秘密解除に同意する旨の証明書類を添付するものとする。</p> <p>専利局は、秘密解除請求対象の秘密保持専利出願（又は専利）について秘密解除の確定作業を行い、かつその結果を提出者に通知する。</p>
<p>第五部分第五章</p> <p>6.1.2 秘密保持審査</p> <p>審査官は、外国専利出願秘密保持審査請求書類について予備秘密保持審査を行う。請求書類の形式が規定に合致しない場合、審査官は、当該外国専利出願秘密保持審査請求の申し立てをしていないものとみなす旨の通知を</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>6.1.2 秘密保持審査</p> <p>審査官は、外国専利出願秘密保持審査請求書類について予備秘密保持審査を行う。請求書類の形式が規定に合致しない場合、審査官は、当該外国専利出願秘密保持審査請求の申し立てをしていないものとみなす旨の通知を</p>	<p>第五部分第五章</p> <p>6.1.2 秘密保持審査</p> <p>審査官は、外国専利出願秘密保持審査請求書類について予備秘密保持審査を行う。請求書類の形式が規定に合致しない場合、審査官は、当該外国専利出願秘密保持審査請求の申し立てをしていないものとみなす旨の通知を</p>

<p>する。請求人は、規定に合致する外国専利出願秘密保持審査請求を改めて申し立てることができる。技術方案が明らかに秘密保持の必要がないものである場合、審査官は当該技術方案について外国での専利出願ができる旨を適時に請求人に通知しなければならない。技術方案について秘密保持を必要とする可能性がある場合、更なる秘密保持審査が必要なため、審査官は外国専利出願一時保留通知書を請求人に送付するものとする。審査官は、前記審査の結論を請求人に通知するため、外国専利出願秘密保持審査意見通知書を発行する。</p> <p>請求人は、当該請求の申立日より4ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願をすることができる。</p> <p>請求人に外国専利出願の一時保留が通知された場合、審査官は更なる秘密保持審査を行い、必要に応じて関連分野の技術専門家を招</p>	<p>する。請求人は、規定に合致する外国専利出願秘密保持審査請求を改めて申し立てることができる。技術方案が明らかに秘密保持の必要がないものである場合、審査官は当該技術方案について外国での専利出願ができる旨を適時に請求人に通知しなければならない。技術方案について秘密保持を必要とする可能性のある場合、更なる秘密保持審査が必要なため、審査官は外国専利出願一時保留通知書を請求書類の提出日から起算して4ヶ月以内に請求人に送付するものとする。審査官は、前記審査の結論を請求人に通知するため、外国専利出願秘密保持審査意見通知書を発行する。</p> <p>請求人は、当該請求の申立日より4ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願をすることができる。</p> <p>請求人に外国専利出願の一時保留が通知された場合、審査官は更なる秘密保持審査を行</p>	<p>する。請求人は、規定に合致する外国専利出願秘密保持審査請求を改めて申し立てることができる。技術方案が明らかに秘密保持の必要がないものである場合、審査官は当該技術方案について外国での専利出願ができる旨を請求人に通知しなければならない。技術方案について秘密保持を必要とする可能性のある場合、更なる秘密保持審査が必要なため、審査官は外国専利出願一時保留通知書を請求書類の提出日から起算して4ヶ月以内に請求人に送付するものとする。審査官は、前記審査の結論を請求人に通知するため、外国専利出願秘密保持審査意見通知書を発行する。</p> <p>請求人に外国専利出願の一時保留が通知された場合、審査官は更なる秘密保持審査を行い、必要に応じて関連分野の技術専門家を招へいして審査に協力してもらうことができる。審査官は、秘密保持審査の結論に基づいて、外国専利出願秘密保持審査決定を出し、当該技術方案の外国専利出願を承認するかについての審査結果を、請求書類の提出日より</p>
--	---	---

<p>へいして審査に協力してもらうことができる。審査官は、秘密保持審査の結論に基づいて、外国専利出願秘密保持審査決定を出し、当該技術方案の外国専利出願を承認するかについての審査結果を請求人に通知する。</p> <p>請求人は、当該請求の提出日より 6 ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査決定を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>専利法実施細則第 9 条にいう、出願人が当該請求の申立日より 4 ヶ月又は 6 ヶ月以内に関連の通知又は決定を受け取っていないとは、専利局が出した関連通知又は決定の推定受領日が規定の期間内にないことをいう。</p>	<p>へいして審査に協力してもらうことができる。審査官は、秘密保持審査の結論に基づいて、外国専利出願秘密保持審査決定を出し、当該技術方案の外国専利出願を承認するかについての審査結果を、<u>請求書類の提出日より 6 ヶ月以内に請求人に通知する。</u></p> <p><u>請求人は、当該請求の提出日より 4 ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願することができる。</u></p> <p>請求人は、当該請求の提出日より 6 ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査決定を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>専利法実施細則第 9 条にいう、出願人が当該請求の申立日より 4 ヶ月又は 6 ヶ月以内に関連の通知又は決定を受け取っていないとは、専利局が出した関連通知又は決定の推定受領日が規定の期間内にないことをいう。</p>	<p>6 ヶ月以内に請求人に通知する。</p> <p>請求人は、当該請求の提出日より 4 ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査意見通知書を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>請求人は、当該請求の提出日より 6 ヶ月以内に外国専利出願秘密保持審査決定を受け取っていない場合、当該技術方案について外国へ専利出願することができる。</p> <p>専利法実施細則第 9 条にいう、出願人が当該請求の申立日より 4 ヶ月又は 6 ヶ月以内に関連の通知又は決定を受け取っていないとは、専利局が出した関連通知又は決定の推定受領日が規定の期間内にないことをいう。</p>
<p>第五部分第六章</p> <p>2.3.1 郵送、直接送付と電子的方式による</p>	<p>第五部分第六章</p> <p>2.3.1 郵送、直接送付と電子的方式による</p>	<p>第五部分第六章</p> <p>2.3.1 郵送、直接送付と電子的方式による</p>

<p>送達</p> <p>郵送、直接送付と電子的方式により送達される通知と決定について、発行日から15日間が経過した日を、当事者が通知と決定を受け取った日として推定する。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供することにより、実際の受取日が推定受取日以降であることが証明される場合、実際の受取日を送達日とする。</p>	<p>送達</p> <p>郵送、直接送付と電子的方式により送達される通知と決定について、発行日から15日間経過した日を、当事者が通知と決定を受け取った日として推定する。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供することにより、実際の受取日が推定受取日以降であることが証明される場合、実際の受取日を送達日とする。</p> <p><u>電子形式で送達する通知と決定については、当事者の承認した電子システムに入っ</u> <u>た日を送達日とする。当事者の承認した電子シ</u> <u>ステムに入っ</u> <u>た日が通知書及び決定の発行日</u> <u>と一致しない場合においては、出願人が証拠</u> <u>を提供できるときを除き、当該通知書及び決</u> <u>定の発行日を送達日と推定する。</u></p>	<p>送達</p> <p>郵送、直接送付される通知と決定について、発行日から15日間経過した日を、当事者が通知と決定を受け取った日として推定する。郵送された通知と決定について、当事者が証拠を提供することにより、実際の受取日が推定受取日以降であることが証明される場合、実際の受取日を送達日とする。</p> <p>電子形式で送達する通知と決定については、当事者の承認した電子システムに入っ た日を送達日とする。当事者の承認した電子シ ステムに入っ た日が通知書及び決定の発行日 と一致しない場合においては、出願人が証拠 を提供できるときを除き、当該通知書及び決 定の発行日を送達日と推定する。</p>
<p>第五部分第七章</p> <p>1.2 指定期間</p> <p>……</p> <p>通常の指定期間は2ヶ月とする。発明専 利出願の実体審査手続における最初の審査意見</p>	<p>第五部分第七章</p> <p>1.2 指定期間</p> <p>……</p> <p>通常の指定期間は2ヶ月とする。発明専 利出願の実体審査手続における最初の審査意見</p>	<p>第五部分第七章</p> <p>1.2 指定期間</p> <p>……</p> <p>通常の指定期間は2ヶ月とする。発明専 利出願の実体審査手続における最初の審査意見</p>

<p>通知書に対する出願人の応答期間については4ヶ月とする。比較的に簡単な行為については1ヶ月又はさらに短い期間を指定することができる。前記の指定期間は、当事者に対する通知に係る推定受取日から起算する。</p>	<p>通知書に対する出願人の応答期間については4ヶ月とする。<u>意匠の国際出願における拒絶通知に対する出願人の応答期間は4ヶ月とする。</u>比較的に簡単な行為については1ヶ月又はさらに短い期間を指定することができる。前記の指定期間は、当事者に対する通知に係る推定受取日から起算する。</p>	<p>通知書に対する出願人の応答期間については4ヶ月とする。意匠の国際出願における拒絶通知に対する出願人の応答期間は4ヶ月とする。比較的に簡単な行為については1ヶ月又はさらに短い期間を指定することができる。前記の指定期間は、当事者に対する通知に係る推定受取日から起算する。</p>
<p>第五部分第七章 2.3 期間の計算</p> <p>期間の初日（起算日）については、期間に算入しない。期間が年単位又は月単位で計算される場合、その最後の月の対応する日（起算日に対応する日）をもって期間の満了日とする。当該月に対応する日がない場合、当該月の最後の日を期間の満了日とする。</p> <p>……</p>	<p>第五部分第七章 2.3 期間の計算</p> <p><u>期間の初日（起算日）は、期間に算入しない。</u>が開始する当日については、<u>期間に算入せず、翌日から起算することとする。</u>期間が年単位又は月単位で計算される場合、その最後の月の対応する日（起算日に対応する日）をもって期間の満了日とする。当該月に対応する日がない場合、当該月の最後の日を期間の満了日とする。</p> <p>……</p>	<p>第五部分第七章 2.3 期間の計算</p> <p>期間が開始する当日については、期間に算入せず、翌日から起算することとする。期間が年単位又は月単位で計算される場合、その最後の月の対応する日（起算日に対応する日）をもって期間の満了日とする。当該月に対応する日がない場合、当該月の最後の日を期間の満了日とする。</p> <p>……</p>
<p>第五部分第七章 7.3.1.2 権利帰属をめぐる紛争の当事者の</p>	<p>第五部分第七章 7.3.1.2 権利帰属をめぐる紛争の当事者の</p>	<p>第五部分第七章 7.3.1.2 権利帰属をめぐる紛争の当事者の</p>

請求による中止の審査・確認と処理

専利局の手続管理部門は、当事者によって提出された手続中止請求書及び関連証明を受け取った後、以下に掲げる要件を満たしているか否かについて審査しなければならない。

(1) 中止請求の対象となる専利出願（又は専利）の権利が喪失していないこと。ただし、無効宣告手続に関するものを除く。

……

前記の要件を満たしている場合又は補正後に前記の要件を満たしている場合、中止を執行するものとする。審査官は専利出願（又は専利）権の帰属をめぐる紛争の当事者双方に対して手続中止請求審査許可通知書を出し、中止期間の開始・終了日（中止請求の提出日から起算する）を告知しなければならない。無効宣告手続中の専利について、専利局の手続管理部門は、中止が執行される旨の決定を専利復審委員会に対して通知をし、専利復審委員会から無効宣告手続の当事者に対して通知をするようにしなければならない。

請求による中止の審査・確認と処理

専利局の手続管理部門は、当事者によって提出された手続中止請求書及び関連証明を受け取った後、以下に掲げる要件を満たしているか否かについて審査しなければならない。

(1) 中止請求の対象となる専利出願（又は専利）の権利が喪失していないこと。ただし、無効宣告手続に関するものを除く。

……

前記の要件を満たしている場合又は補正後に前記の要件を満たしている場合、~~中止を執行するものとする。~~審査官は専利出願（又は専利）権の帰属をめぐる紛争の当事者双方に対して手続中止請求審査許可通知書を出し、中止期間の開始・終了日（中止請求の提出日から起算する）を告知しなければならない。~~す~~る。無効宣告手続中の専利について、~~専利局~~の手続管理部門は、中止が執行される旨の決定を専利復審委員会に対して通知をし、~~専利~~復審委員会から無効宣告手続の当事者に対して通知をするようにしなければならない。

請求による中止の審査・確認と処理

専利局の手続管理部門は、専事者によって提出された手続中止請求書及び関連証明を受け取った後、以下に掲げる要件を満たしているか否かについて審査しなければならない。

(1) 中止請求の対象となる専利出願（又は専利）の権利が喪失していないこと。ただし、無効宣告手続に関するものを除く。

……

前記の要件を満たしている場合又は補正後に前記の要件を満たしている場合、審査官は専利出願（又は専利）権の帰属をめぐる紛争の当事者双方に対して手続中止請求審査許可通知書を出し、中止期間の開始・終了日（中止請求の提出日から起算する）を告知する。ただし、無効宣告手続中の専利については、専利局の手続管理部門が形式審査を完了した後に、専利無効宣告審理部門がさらなる審査を行う。以下のいずれかの状況に該当する場合、専利権無効宣告手続を中止しないことができる。

	<p><u>ただし、無効宣告手続中の専利については、専利局の手続管理部門が形式審査を完了した後に、専利無効宣告審理部門がさらなる審査を行う。以下のいずれかの状況に該当する場合、専利権無効宣告手続を中止しないことができる。</u></p> <p><u>(1) すでに行われた審査業務に基づき無効宣告審査決定を下すことができる場合</u></p> <p><u>(2) 権利の帰属をめぐる紛争の当事者が根拠とする理由が明らかに不十分であり、権利の帰属をめぐる紛争が確かに存在することを示すに足る証拠も提出していない場合</u></p> <p><u>(3) 専利権無効宣告手続の中止が当事者の利益又は公共の利益を明らかに害することを示す証拠がある場合</u></p> <p><u>(4) 手続中止の請求に関して、明らかに不誠実で、不正な行為が存在することを示す証拠がある場合</u></p>	<p>(1) すでに行われた審査業務に基づき無効宣告審査決定を下すことができる場合</p> <p>(2) 権利の帰属をめぐる紛争の当事者が根拠とする理由が明らかに不十分であり、権利の帰属をめぐる紛争が確かに存在することを示すに足る証拠も提出していない場合</p> <p>(3) 専利権無効宣告手続の中止が当事者の利益又は公共の利益を明らかに害することを示す証拠がある場合</p> <p>(4) 手続中止の請求に関して、明らかに不誠実で、不正な行為が存在することを示す証拠がある場合</p>
<p>第五部分第七章 7.5 中止手続の終了 7.5.1 権利帰属をめぐる紛争の当事者が申</p>	<p>第五部分第七章 7.5 中止手続の終了 7.5.1 権利帰属をめぐる紛争の当事者が申</p>	<p>第五部分第七章 7.5 中止手続の終了 7.5.1 権利帰属をめぐる紛争の当事者が申</p>

<p>し立てた中止手続の終了</p> <p>中止期間の満了後、専利局は関連手続を自ら再開し、審査官は権利帰属をめぐる紛争の当事者双方に中止手続終了通知書を出さなければならない。</p> <p>……</p>	<p>し立てた中止手続の終了</p> <p>中止期間の満了後、専利局は関連手続を自ら再開し、審査官は権利帰属をめぐる紛争の当事者双方に中止手続終了通知書を出さなければならない。<u>ただし、関連の専利権について全部無効が宣告されている等の状況を除く。</u></p> <p>……</p>	<p>し立てた中止手続の終了</p> <p>中止期間の満了後、専利局は関連手続を自ら再開し、審査官は権利帰属をめぐる紛争の当事者双方に中止手続終了通知書を出さなければならない。ただし、関連の専利権について全部無効が宣告されている等の状況を除く。</p> <p>……</p>
<p>第五部分第七章</p> <p>8.3 遅延審査</p> <p>出願人は、発明専利及び意匠の出願について遅延審査請求を提出することができる。</p> <p>発明専利の遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。発明専利出願遅延審査請求は、実体審査請求の発効日から効力を生じる。意匠遅延審査請求は、出願人が意匠出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は、遅延審査請求の発効日から起算して1年、2年又は3年とする。遅延期間が満了した後に、当該出願は順序に従って審査待ちと</p>	<p>第五部分第七章</p> <p>8.3 遅延審査</p> <p>出願人は、発明専利及び意匠の出願について遅延審査請求を提出することができる。</p> <p>発明専利の遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。発明専利出願遅延審査請求は、実体審査請求の発効日から効力を生じる。意匠遅延審査請求は、出願人が意匠出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は、遅延審査請求の発効日から起算して1年、2年又は3年とする。</p> <p><u>実用新案専利の遅延審査請求は、出願人が</u></p>	<p>第五部分第七章</p> <p>8.3 遅延審査</p> <p>出願人は、出願について遅延審査請求を提出することができる。</p> <p>発明専利の遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならない。発明専利出願遅延審査請求は、実体審査請求の発効日から効力を生じる。遅延期間は、遅延審査請求の発効日から起算して1年、2年又は3年とする。</p> <p>実用新案専利の遅延審査請求は、出願人が実用新案専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は遅延審査請求</p>

<p>なる。必要に応じて、専利局は審査手続を自ら開始して出願人に通知することができ、出願人が請求した遅延審査の期間は終了する。</p>	<p><u>実用新案専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は遅延審査請求の発効日から起算して1年、2年又は3年とする。</u></p> <p><u>意匠専利の遅延審査請求は、出願人が意匠専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は月単位とし、最長の遅延期間は遅延審査請求の発効日から起算して36ヶ月とする。</u></p> <p><u>遅延期間が満了した後に、当該専利出願は順序に従って審査待ちとなる。必要に応じて、専利局は審査手続を自ら開始して出願人に通知することができ、出願人が請求した遅延審査の期間は終了する。</u></p> <p><u>出願人は、遅延期間の満了前において、遅延審査請求の取下げを請求することができる。規定に合致する場合、遅延の期間は終了し、専利出願は順序に従って審査待ちとなる。</u></p>	<p>の発効日から起算して1年、2年又は3年とする。</p> <p>意匠専利の遅延審査請求は、出願人が意匠専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期間は月単位とし、最長の遅延期間は遅延審査請求の発効日から起算して36ヶ月とする。</p> <p>遅延期間が満了した後に、専利出願は順序に従って審査待ちとなる。必要に応じて、専利局は審査手続を自ら開始して出願人に通知することができ、出願人が請求した遅延審査の期間は終了する。</p> <p>出願人は、遅延期間の満了前において、遅延審査請求の取下げを請求することができる。規定に合致する場合、遅延の期間は終了し、専利出願は順序に従って審査待ちとなる。</p>
<p>第五部分第八章 1.2.1.1 発明専利出願の公開</p>	<p>第五部分第八章 1.2.1.1 発明専利出願の公開</p>	<p>第五部分第八章 1.2.1.1 発明専利出願の公開</p>

<p>方式審査を受けて合格となった発明専利出願は、出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月の期間が満了した時点で公開に向けた準備がなされ、18ヶ月の期間が満了した時に公開される。発明専利出願人が、方式審査の合格前に当該専利出願の早期公開を要求している場合には、方式審査で合格になった日から公開に向けた準備をし、方式審査の合格後に当該専利出願の早期公開を要求している場合には、早期公開請求で合格になった日から公開に向けた準備をし、直ちに公開するものとする。出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月の期間が満了した時点において、各種理由により方式審査に合格していない発明専利出願については、公開を遅延させる。方式審査手続において拒絶されたもの、取り下げたものとみなされたもの、公開に向けた準備の前に出願人が自発的に取り下げたもの、又は秘密保持が確定された発明専利出願については、公開しないものとする。</p>	<p>方式審査を受けて合格となった発明専利出願は、出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月の期間が満了した時点で公開に向けた準備がなされ、18ヶ月の期間が満了した時に公開される。<u>専利法実施細則第41条に規定された公開する専利出願書類の印刷準備作業を完了する期間については、通常、専利法第34条に規定された18ヶ月の1ヶ月前とする。</u></p> <p>発明専利出願人が、方式審査の合格前に当該専利出願の早期公開を要求している場合には、方式審査で合格になった日から公開に向けた準備をし、方式審査の合格後に当該専利出願の早期公開を要求している場合には、早期公開請求で合格になった日から公開に向けた準備をするし、直ちに公開するものとする。出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月の期間が満了した時点において、各種理由により方式審査に合格していない発明専利出願については、公開を遅延させる。</p>	<p>方式審査を受けて合格となった発明専利出願は、出願日（優先権がある場合には、優先権日とする）から15ヶ月の期間が満了した時点で公開に向けた準備がなされ、18ヶ月の期間が満了した時に公開される。<u>専利法実施細則第41条に規定された公開する専利出願書類の印刷準備作業を完了する期間については、通常、専利法第34条に規定された18ヶ月の1ヶ月前とする。</u></p> <p>発明専利出願人が、方式審査の合格前に当該専利出願の早期公開を要求している場合には、方式審査で合格になった日から公開に向けた準備をし、方式審査の合格後に当該専利出願の早期公開を要求している場合には、早期公開請求で合格になった日から公開に向けた準備をする。</p> <p>方式審査手続において拒絶されたもの、取り下げたものとみなされたもの、公開に向けた準備の前に出願人が自発的に取り下げたもの、又は秘密保持が確定された発明専利出願については、公開しないものとする。</p>
--	---	---

<p>発明専利出願の公開内容に、記載事項、要約書及び代表図を含む。ただし、説明書に添付図面がない場合には、代表図がなくてもよい。主な記載事項としては、専利国際分類、出願番号、公開番号（出版番号）、公開日、出願日、優先権事項、出願人事項、発明者事項、専利代理事項、発明の名称などが含まれる。</p>	<p>方式審査手続において拒絶されたもの、取り下げたとみなされたもの、公開に向けた準備の前に出願人が自発的に取り下げたもの、又は秘密保持が確定された発明専利出願については、公開しないものとする。</p> <p>発明専利出願の公開内容に、記載事項、要約書及び代表図を含む。ただし、説明書に添付図面がない場合には、代表図がなくてもよい。主な記載事項としては、専利国際分類、出願番号、公開番号（出版番号）、公開日、出願日、優先権事項、出願人事項、発明者事項、専利代理事項、発明の名称などが含まれる。</p>	<p>発明専利出願の公開内容に、記載事項、要約書及び代表図を含む。ただし、説明書に添付図面がない場合には、代表図がなくてもよい。主な記載事項としては、専利国際分類、出願番号、公開番号（出版番号）、公開日、出願日、優先権事項、出願人事項、発明者事項、専利代理事項、発明の名称などが含まれる。</p>
<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.3 登記手続</p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書において明記された費用額に従って専利登録費、専利権付与年（登記手続実行通知書において明記された年度）の年金、公告印刷費を納付するとともに、専利証書印紙税も納付しなければならない。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.3 登記手続</p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書において明記された<u>費用額の要件</u>に従って<u>専利登録費、専利権付与年（登記手続実行通知書において明記された年度）</u>の年金、<u>公告印刷費を納付するとともに、専利証書印紙税も</u>を納付しなければならない。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.3 登記手続</p> <p>登記手続を行う際に、出願人は登記手続実行通知書の要件に従って専利権付与年の年金を納付しなければならない。</p>

<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告</p> <p>……</p> <p>出願人が登記手続を行った後、専利局は専利証書を作製し、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書の作成が完了した後、本部分第六章第 2.1.1 節の規定に基づき、専利権者に送付する。特別な場合には、本部分第六章第 2.1.2 節の規定に基づき、専利権者に直接送付することができる。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告</p> <p>……</p> <p>出願人が登記手続を行った後、専利局は専利証書を作製し、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書を<u>関連の規定に従って作成し、</u>の作成が完了した後、本部分第六章第 2.1.1 節の規定に基づき、専利権者に送付送達する。特別な場合には、本部分第六章第 2.1.2 節の規定に基づき、専利権者に直接送付することができる。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.1.4 専利証書の発行、登記と専利権付与の公告</p> <p>……</p> <p>出願人が登記手続を行った後、専利局は専利証書を作製し、専利権付与登記及び専利権付与査定公告の準備を行わなければならない。専利証書を関連の規定に従って作成し、専利権者に送達する。</p>
<p>1.2.2 専利証書の副本</p> <p>……</p> <p>専利証書の副本には「副本」の文字が表示される。専利証書の副本については、専利証書の正本と様式や内容が一致するものでなければならない。専利証書の副本の発行にあたっては、専利証書副本費と印紙税を徴収しなければならない。</p>	<p>1.2.2 専利証書の副本</p> <p>……</p> <p>専利証書の副本には「副本」の文字が表示される。専利証書の副本については、専利証書の正本と様式や内容が一致するものでなければならない。専利証書の副本の発行にあたっては、<u>専利証書副本費と印紙税関連の費用</u>を徴収しなければならない。</p>	<p>1.2.2 専利証書の副本</p> <p>……</p> <p>専利証書の副本には「副本」の文字が表示される。専利証書の副本については、専利証書の正本と様式や内容が一致するものでなければならない。専利証書の副本の発行にあたっては、<u>関連の費用</u>を徴収しなければならない。</p>

<p>第五部分第九章</p> <p>1. 2. 3 専利証書の差し替え</p> <p>専利権の帰属をめぐる紛争の過程において、地方の知的財産権管理部門による調停又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に専利権が返還された場合、当事者は、当該調停又は判決の法的効力を生じた後であって、専利権者変更手続に合格したときに専利局に対して専利証書の差し替えを請求することができる。専利証書が破損した場合にも、専利権者は専利証書の差し替えを請求することができる。専利局は、専利権の権利満了後において、専利証書の差し替えを行わないものとする。専利権の移転、専利権者の名義変更によって専利権者の氏名又は名称が変更になる場合については、専利証書の差し替えを一切、行わないものとする。</p> <p>専利証書の差し替え請求にあたっては、元の専利証書を返送し、手数料を納付しなければならない。専利局は、専利証書の差し替え請求を受け取った後に、専利出願ファイルを</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1. 2. 3 専利証書の差し替え</p> <p>専利権の帰属をめぐる紛争の過程において、地方の知的財産権管理部門による調停又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に専利権が返還された場合、当事者は、当該調停又は判決の法的効力を生じた後であって、専利権者変更手続に合格したときに専利局に対して専利証書の差し替えを請求することができる。専利証書が破損した場合にも、専利権者は専利証書の差し替えを請求してよいとする。専利局は、専利権の権利満了後において、専利証書の差し替えを行わないものとする。専利権の移転、専利権者の名義変更によって専利権者の氏名又は名称が変更になる場合については、専利証書の差し替えを一切、行わないものとする。</p> <p>専利証書の差し替え請求にあたっては、元の専利証書を返送し、手数料を納付しなければならない。専利局は、専利証書の差し替え請求を受け取った後に、専利出願ファイルを</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1. 2. 3 専利証書の差し替え</p> <p>専利権の帰属をめぐる紛争の過程において、地方の知的財産権管理部門による調停又は人民法院による調停或いは判決を受けた結果、請求人に専利権が返還された場合、当事者は、当該調停又は判決の法的効力を生じた後であって、専利権者変更手続に合格したときに専利局に対して専利証書の差し替えを請求することができる。専利局は、専利権の権利満了後において、専利証書の差し替えを行わないものとする。専利権の移転、専利権者の名義変更によって専利権者の氏名又は名称が変更になる場合については、専利証書の差し替えを一切、行わないものとする。</p>
---	--	--

<p>確認しなければならない。規定に合致した場合には、專利証書を改めて作製して、当事者に送付する。差し替え後の証書については、元の專利証書と様式、内容が一致するものでなければならない。元の証書については「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。</p>	<p>確認しなければならない。規定に合致した場合には、專利証書を改めて作製して、当事者に送付する。差し替え後の証書については、元の專利証書と様式、内容が一致するものでなければならない。元の証書については「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。</p>	
<p>第五部分第九章</p> <p>1.2.4 專利証書における印刷の誤りの訂正</p> <p>專利証書において印刷の誤りがある場合、專利権者は当該証書を返送し、專利局に訂正するよう請求することができる。專利局が印刷の誤りを確認した場合、これを訂正して、差し替えをした証書を專利権者に発行しなければならない。元の証書については「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。</p> <p>專利証書が紛失された場合については、專利局側に起因するものを除き、再発行しないものとする。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.2.4 專利証書における印刷の誤りの訂正</p> <p>專利証書に印刷の誤りがある場合、專利権者は当該証書を返送し、專利局に訂正するよう請求することができる。專利局が印刷の誤りが存在することを確認した場合、これを訂正して、差し替えをした証書を專利権者に発行しなければならない。元の証書については「差し替え済み」と記載して、專利出願の包袋に保管する。元の專利証書の破棄を公告し、訂正後の專利証書を発行する。</p> <p>專利証書が紛失された場合は、專利局側に起因したものを除き、再発行しないものとする。</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1.2.4 專利証書における印刷の誤りの訂正</p> <p>專利証書に誤りがある場合、專利権者は專利局に訂正するよう請求することができる。專利局が誤りが存在することを確認した場合、元の專利証書の破棄を公告し、訂正後の專利証書を発行する。</p>

<p>第五部分第九章</p> <p>1. 3. 1 専利登記簿の様式</p> <p>専利局は、専利権を付与する際に専利登記簿を作成しなければならない。専利登記簿の登記内容には、専利権の付与、専利出願権・専利権の移転、秘密保持専利の秘密解除、専利権の無効宣告、専利権の終了、専利権の回復、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施許諾契約の登録、専利の強制実施許諾及び専利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更が含まれる。</p> <p>……</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1. 3. 1 専利登記簿の様式</p> <p>専利局は、専利権を付与する際に専利登記簿を作成しなければならない。専利登記簿の登記内容には、専利権の付与、専利出願権・専利権の移転、<u>国防専利</u>、秘密保持専利の秘密解除、専利権の無効宣告、専利権の終了、専利権の回復、<u>専利権の期間の補償</u>、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施許諾契約の登録、<u>専利実施の開放許諾</u>、専利の強制実施許諾及び専利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更が含まれる。</p> <p>……</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>1. 3. 1 専利登記簿の様式</p> <p>専利局は、専利権を付与する際に専利登記簿を作成しなければならない。専利登記簿の登記内容には、専利権の付与、専利出願権・専利権の移転、国防専利、秘密保持専利の秘密解除、専利権の無効宣告、専利権の終了、専利権の回復、専利権の期間の補償、専利権の抵当・保全とその解除、専利実施許諾契約の登録、<u>専利実施の開放許諾</u>、専利の強制実施許諾及び専利権者の氏名又は名称、国籍と住所の変更が含まれる。</p> <p>……</p>
	<p><u>2. 専利法第 42 条第 2 項に基づく専利権付与期間の補償</u></p> <p><u>専利法第 42 条第 2 項の規定に基づき、発明専利の出願日から起算して 4 年を経過し、かつ、実体審査請求日から起算して 3 年を経過した後に発明専利権が付与された場合、専利局は、専利権者からの請求に応じて、発明専利権の付与過程における不合理な遅延について</u></p>	<p><u>2. 専利法第 42 条第 2 項に基づく専利権付与期間の補償</u></p> <p>専利法第 42 条第 2 項の規定に基づき、発明専利の出願日から起算して 4 年を経過し、かつ、実体審査請求日から起算して 3 年を経過した後に発明専利権が付与された場合、専利局は、専利権者からの請求に応じて、発明専利権の付与過程における不合理な遅延について</p>

	<p><u>て専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理な遅延を除く。</u></p> <p><u>同一の出願人が同日に同一の発明創造について実用新案専利と発明専利の両方を出願した場合であって、実用新案専利権が付与された後にさらに発明専利権も付与されたときは、当該発明専利権付与の期間については、専利法第 42 条第 2 項の規定を適用しない。</u></p> <p>2.1 請求の提出</p> <p><u>専利権の期間の補償請求については、専利権者が提出しなければならない。専利権者が専利権の期間の補償を請求する場合、専利権付与の公告日から起算して 3 ヶ月以内に専利局に請求を提出し、かつ相応の費用を納付しなければならない。</u></p> <p><u>専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、専利権の期間の補償請求については、代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利権の期間の補償請求については、専利代理機構が行わなければならない。</u></p>	<p>て専利権の期間の補償を与える。ただし、出願人に起因する不合理な遅延を除く。</p> <p>同一の出願人が同日に同一の発明創造について実用新案専利と発明専利の両方を出願した場合であって、実用新案専利権が付与された後にさらに発明専利権も付与されたときは、当該発明専利権付与の期間については、専利法第 42 条第 2 項の規定を適用しない。</p> <p>2.1 請求の提出</p> <p>専利権の期間の補償請求については、専利権者が提出しなければならない。専利権者が専利権の期間の補償を請求する場合、専利権付与の公告日から起算して 3 ヶ月以内に専利局に請求を提出し、かつ相応の費用を納付しなければならない。</p> <p>専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、専利権の期間の補償請求については、代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、専利権の期間の補償請求については、専利代理機構が行わなければならない。</p>
--	--	--

	<p>2.2 補償期間の確定</p> <p>専利権の期間の補償を与える場合、補償期間は発明専利権の付与過程における不合理な遅延に係る実際の日数に基づいて計算する。</p> <p>実際の遅延日数とは、発明専利権の付与過程における不合理な遅延期間から出願人に起因する不合理な遅延期間を差し引いた日数をいう。</p> <p>2.2.1 権利付与過程における不合理な遅延期間</p> <p>権利付与過程における不合理な遅延期間とは、発明専利の権利付与公告日から、発明専利の出願日から起算して4年を経過し、かつ、実体審査請求日から起算して3年を経過した期間を差し引いた期間をいう。</p> <p>国際出願及び分割出願において、権利付与過程における不合理な遅延期間とは、発明専利の権利付与公告日から、国際出願が中国国内段階に移行した日又は分割出願提出日から起算して4年を経過し、かつ、実体審査請求日から起算して3年を経過した期間を差し引</p>	<p>2.2 補償期間の確定</p> <p>専利権の期間の補償を与える場合、補償期間は発明専利権の付与過程における不合理な遅延に係る実際の日数に基づいて計算する。</p> <p>実際の遅延日数とは、発明専利権の付与過程における不合理な遅延期間から出願人に起因する不合理な遅延期間を差し引いた日数をいう。</p> <p>2.2.1 権利付与過程における不合理な遅延期間</p> <p>権利付与過程における不合理な遅延期間とは、発明専利の権利付与公告日から、発明専利の出願日から起算して4年を経過し、かつ、実体審査請求日から起算して3年を経過した期間を差し引いた期間をいう。</p> <p>国際出願及び分割出願において、権利付与過程における不合理な遅延期間とは、発明専利の権利付与公告日から、国際出願が中国国内段階に移行した日又は分割出願提出日から起算して4年を経過し、かつ、実体審査請求日から起算して3年を経過した期間を差し引</p>
--	--	--

	<p><u>いた期間をいう。</u></p> <p><u>以下に掲げる状況による遅延については、権利付与過程における不合理な遅延には該当しない；中止手続、保全措置、行政訴訟手続、専利法実施細則第 66 条の規定に従って専利出願書類を補正した後に専利権が付与される場合の復審手続。</u></p> <p><u>実体審査請求日とは、出願人が専利法第 35 条第 1 項の規定に従って実体審査請求を提出し、実施細則第 113 条の規定に従って発明専利出願実体審査費用を満額納付した日をいう。発明専利出願の実体審査請求日が専利法第 34 条における公開日より早い場合、専利法第 42 条第 2 項における実体審査請求日から起算して 3 年経過した期間については、当該公開日から起算しなければならない。</u></p> <p><u>2.2.2 出願人に起因する不合理な遅延期間</u></p> <p><u>以下は出願人に起因する不合理な遅延であり、遅延期間は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 指定された期間内に専利局の発行した通知に応答しなかったことにより生じた遅</u></p>	<p>いた期間をいう。</p> <p>以下に掲げる状況による遅延については、権利付与過程における不合理な遅延には該当しない；中止手続、保全措置、行政訴訟手続、専利法実施細則第 66 条の規定に従って専利出願書類を補正した後に専利権が付与される場合の復審手続。</p> <p>実体審査請求日とは、出願人が専利法第 35 条第 1 項の規定に従って実体審査請求を提出し、実施細則第 113 条の規定に従って発明専利出願実体審査費用を満額納付した日をいう。発明専利出願の実体審査請求日が専利法第 34 条における公開日より早い場合、専利法第 42 条第 2 項における実体審査請求日から起算して 3 年経過した期間については、当該公開日から起算しなければならない。</p> <p>2.2.2 出願人に起因する不合理な遅延期間</p> <p>以下は出願人に起因する不合理な遅延であり、遅延期間は次のとおりである。</p> <p>(1) 指定された期間内に専利局の発行した通知に応答しなかったことにより生じた遅</p>
--	---	---

	<p>延。遅延期間は、期間が満了した日から実際に応答した日までとする。</p> <p><u>(2) 遅延審査を請求した場合の遅延。遅延期間は、実際の遅延審査の期間とする。</u></p> <p><u>(3) 援用・付加による遅延。遅延期間は、専利法実施細則第 45 条に基づき生じた遅延期間。</u></p> <p><u>(4) 権利回復の請求による遅延。遅延期間は、元の期間が満了した日から、回復を承認する旨の権利回復請求審査許可通知書が発行された日までとする。ただし、当該遅延が専利局によるものであることを証明できる場合を除く。</u></p> <p><u>(5) 優先権日から起算して 30 ヶ月以内に中国国内段階移行手続を行う国際出願について、出願人が早期処理を要求しなかったことで生じた遅延。遅延期間は、中国国内段階に移行した日から、優先権日から起算して 30 ヶ月を経過した日までとする。</u></p> <p>2.3 専利権付与期間の補償請求の審査許可 <u>審査を経た後に専利権の期間の補償請求が</u></p>	<p>延。遅延期間は、期間が満了した日から実際に応答した日までとする。</p> <p>(2) 遅延審査を請求した場合の遅延。遅延期間は、実際の遅延審査の期間とする。</p> <p>(3) 援用・付加による遅延。遅延期間は、専利法実施細則第 45 条に基づき生じた遅延期間。</p> <p>(4) 権利回復の請求による遅延。遅延期間は、元の期間が満了した日から、回復を承認する旨の権利回復請求審査許可通知書が発行された日までとする。ただし、当該遅延が専利局によるものであることを証明できる場合を除く。</p> <p>(5) 優先権日から起算して 30 ヶ月以内に中国国内段階移行手続を行う国際出願について、出願人が早期処理を要求しなかったことで生じた遅延。遅延期間は、中国国内段階に移行した日から、優先権日から起算して 30 ヶ月を経過した日までとする。</p> <p>2.3 専利権付与期間の補償請求の審査許可 審査を経た後に専利権の期間の補償請求が</p>
--	---	--

	<p><u>期間の補償要件に合致しないと判断した場合、専利局は、意見陳述及び/又は書類補正の機会を少なくとも 1 回請求人に与えなければならない。その後も依然として期間の補償要件に合致しない場合は、期間の補償をしない旨の決定を下さなければならない。</u></p> <p><u>審査を経た後に専利権の期間の補償請求が期間の補償要件に合致しないと判断した場合、専利局は、期間の補償を与える旨の決定を下し、期間の補償の日数を告知しなければならない。</u></p> <p>2.4 登記と公告</p> <p><u>専利局は、専利権の期間の補償を与える旨の決定を下した後、関連事項を専利登記簿に登記し、専利公報で公告しなければならない。</u></p>	<p>期間の補償要件に合致しないと判断した場合、専利局は、意見陳述及び/又は書類補正の機会を少なくとも 1 回請求人に与えなければならない。その後も依然として期間の補償要件に合致しない場合は、期間の補償をしない旨の決定を下さなければならない。</p> <p>審査を経た後に専利権の期間の補償請求が期間の補償要件に合致しないと判断した場合、専利局は、期間の補償を与える旨の決定を下し、期間の補償の日数を告知しなければならない。</p> <p>2.4 登記と公告</p> <p>専利局は、専利権の期間の補償を与える旨の決定を下した後、関連事項を専利登記簿に登記し、専利公報で公告しなければならない。</p>
	<p>3. 専利法第 42 条第 3 項に基づく専利権の期間の補償</p> <p><u>専利局は、専利法第 42 条第 3 項及び専利法実施細則第 80 条から第 84 条の規定に基づき、国务院医薬品監督管理部門が市販を承認</u></p>	<p>3. 専利法第 42 条第 3 項に基づく専利権の期間の補償</p> <p>専利局は、専利法第 42 条第 3 項及び専利法実施細則第 80 条から第 84 条の規定に基づき、国务院医薬品監督管理部門が市販を承認</p>

	<p><u>した革新的医薬品及び規定に合致する改良型新薬について、専利権者からの請求に応じて、要件に合致する発明専利に対する医薬品専利権の期間の補償を与え、専利権の有効期間内に当該新薬の市販承認審査に要する期間を補填することができる。</u></p> <p>3.1 補償要件</p> <p><u>医薬品専利権の期間の補償を請求するにあたっては、以下の要件を満たさなければならない。</u></p> <p><u>(1) 補償を請求する専利権の付与公告日が、医薬品の市販承認申請取得日より早いこと</u></p> <p><u>(2) 補償請求の提出時に、当該専利権が有効な状態にあること</u></p> <p><u>(3) 当該専利が医薬品専利権の期間の補償をまだ獲得していないこと</u></p> <p><u>(4) 市販承認を取得した新薬に係る技術方案が、補償を請求する専利の請求項の保護範囲に入っていること</u></p> <p><u>(5) 1 つの医薬品に複数の専利が同時に存</u></p>	<p><u>した革新的医薬品及び規定に合致する改良型新薬について、専利権者からの請求に応じて、要件に合致する発明専利に対する医薬品専利権の期間の補償を与え、専利権の有効期間内に当該新薬の市販承認審査に要する期間を補填することができる。</u></p> <p>3.1 補償要件</p> <p>医薬品専利権の期間の補償を請求するにあたっては、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 補償を請求する専利権の付与公告日が、医薬品の市販承認申請取得日より早いこと</p> <p>(2) 補償請求の提出時に、当該専利権が有効な状態にあること</p> <p>(3) 当該専利が医薬品専利権の期間の補償をまだ獲得していないこと</p> <p>(4) 市販承認を取得した新薬に係る技術方案が、補償を請求する専利の請求項の保護範囲に入っていること</p> <p>(5) 1 つの医薬品に複数の専利が同時に存</p>
--	--	--

	<p>在する場合、専利権者はそのうちの 1 件の専利に対してのみ医薬品専利権の期間の補償を請求することができる。</p> <p><u>(6) 1 件の専利が同時に複数の医薬品に係わる場合、1 つの医薬品に対してのみ当該専利について医薬品専利権の期間の補償請求を提出することができる。</u></p> <p>3.2 請求の提出</p> <p><u>医薬品専利権の期間の補償請求は、専利権者が提出しなければならない。専利権者と医薬品市販承認取得者とが一致しない場合、医薬品市販承認取得者の書面の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>専利権者が医薬品専利の期間の補償を請求する場合、医薬品が中国で市販承認を取得した日から起算して 3 ヶ月以内に専利局に請求を提出し、かつ相応の費用を納付しなければならない。条件付き市販承認を取得した医薬品については、中国で正式な市販承認を取得した日から 3 ヶ月以内に専利局に請求を提出しなければならない。ただし、補償期間の計</u></p>	<p>在する場合、専利権者はそのうちの 1 件の専利に対してのみ医薬品専利権の期間の補償を請求することができる。</p> <p>(6) 1 件の専利が同時に複数の医薬品に係わる場合、1 つの医薬品に対してのみ当該専利について医薬品専利権の期間の補償請求を提出することができる。</p> <p>3.2 請求の提出</p> <p>医薬品専利権の期間の補償請求は、専利権者が提出しなければならない。専利権者と医薬品市販承認取得者とが一致しない場合、医薬品市販承認取得者の書面の同意を得なければならない。</p> <p>専利権者が医薬品専利の期間の補償を請求する場合、医薬品が中国で市販承認を取得した日から起算して 3 ヶ月以内に専利局に請求を提出し、かつ相応の費用を納付しなければならない。条件付き市販承認を取得した医薬品については、中国で正式な市販承認を取得した日から 3 ヶ月以内に専利局に請求を提出しなければならない。ただし、補償期間の計</p>
--	---	--

	<p>算は条件付き市販承認を取得した日に準ずる。</p> <p><u>専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、医薬品専利権の期間の補償請求は、代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、医薬品専利権の期間の補償請求は、専利代理機構が行わなければならない。</u></p> <p>3.3 証明書類</p> <p><u>医薬品専利権の期間の補償請求を提出するにあたり、請求人はさらに次の書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 専利権者と医薬品市販承認取得者とが一致しない場合、医薬品市販承認取得者の同意書等の書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 医薬品専利期間の補償期間の確定に用いる専利保護範囲の関連技術資料。例えば調製方法専利について期間の補償を請求する場合、国务院医薬品監督管理部門が許可した医薬品生産プロセス資料を提出しなければならない。</u></p>	<p>算は条件付き市販承認を取得した日に準ずる。</p> <p>専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、医薬品専利権の期間の補償請求は、代表者が行わなければならない。専利代理機構に委任している場合、医薬品専利権の期間の補償請求は、専利代理機構が行わなければならない。</p> <p>3.3 証明書類</p> <p>医薬品専利権の期間の補償請求を提出するにあたり、請求人はさらに次の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 専利権者と医薬品市販承認取得者とが一致しない場合、医薬品市販承認取得者の同意書等の書類を提出しなければならない。</p> <p>(2) 医薬品専利期間の補償期間の確定に用いる専利保護範囲の関連技術資料。例えば調製方法専利について期間の補償を請求する場合、国务院医薬品監督管理部門が許可した医薬品生産プロセス資料を提出しなければならない。</p>
--	---	---

	<p><u>(3) 専利局が要求するその他の証明書類。</u></p> <p><u>請求人は請求において医薬品の名称、承認された適応症及び期間の補償を請求する専利番号を説明し、市販承認を取得した医薬品に係る請求項を指定し、証明書類を踏まえて医薬品に係わる技術方案がその指定する請求項の保護範囲に入る理由及び補償を請求する期間の計算の根拠を具体的に説明し、医薬品専利権の期間の補償期間で保護する技術方案を明確にしなければならない。</u></p> <p>3.4 適用範囲</p> <p><u>専利法第 42 条第 3 項及び専利法実施細則第 80 条の規定によると、国務院医薬品監督管理部門が市販を承認した革新的医薬品及び本章の規定に合致する改良型新薬を対象として、そのうちの薬物活性物質の製品発明専利、調製方法発明専利又は医薬用途発明専利に対して医薬品専利の期間の補償を与えることができる。革新的医薬品及び改良型新薬の定義は関連の法律法規に従い、国務院医薬品監督管</u></p>	<p>(3) 専利局が要求するその他の証明書類。</p> <p>請求人は請求において医薬品の名称、承認された適応症及び期間の補償を請求する専利番号を説明し、市販承認を取得した医薬品に係る請求項を指定し、証明書類を踏まえて医薬品に係わる技術方案がその指定する請求項の保護範囲に入る理由及び補償を請求する期間の計算の根拠を具体的に説明し、医薬品専利権の期間の補償期間で保護する技術方案を明確にしなければならない。</p> <p>3.4 適用範囲</p> <p>専利法第 42 条第 3 項及び専利法実施細則第 80 条の規定によると、国務院医薬品監督管理部門が市販を承認した革新的医薬品及び本章の規定に合致する改良型新薬を対象として、そのうちの薬物活性物質の製品発明専利、調製方法発明専利又は医薬用途発明専利に対して医薬品専利の期間の補償を与えることができる。革新的医薬品及び改良型新薬の定義は関連の法律法規に従い、国務院医薬品監督管</p>
--	---	--

	<p><u>理部門の関連規定を参照して確定する。</u></p> <p><u>期間の補償を与えることができる改良型新薬は、</u><u>国務院医薬品監督管理部門が発行する</u><u>医薬品登録証書において以下の類別に記載されている改良型新薬に限定される。</u></p> <p><u>(1) 化学薬品第 2.1 類における既知の活性成分エステル化、又は既知の活性成分塩化の医薬品</u></p> <p><u>(2) 化学薬品第 2.4 類、すなわち既知の活性成分を含む新適応症の医薬品</u></p> <p><u>(3) 予防用生物学的製剤 2.2 類におけるワクチン菌ウイルス種を改良したワクチン</u></p> <p><u>(4) 治療用生物学的製剤第 2.2 類における新適応症が追加された生物学的製剤</u></p> <p><u>(5) 漢方薬第 2.3 類、すなわち功能効果を追加した漢方薬</u></p> <p><u>3.5 保護範囲に入るか否かの審査</u></p> <p><u>新薬に係る技術方案は国務院医薬品監督管理部門が承認した新薬の構造、成分及びその含有量、承認された生産プロセス及び適応症に準じなければならない。新薬に係る技術方</u></p>	<p>理部門の関連規定を参照して確定する。</p> <p>期間の補償を与えることができる改良型新薬は、国務院医薬品監督管理部門が発行する医薬品登録証書において以下の類別に記載されている改良型新薬に限定される。</p> <p>(1) 化学薬品第 2.1 類における既知の活性成分エステル化、又は既知の活性成分塩化の医薬品</p> <p>(2) 化学薬品第 2.4 類、すなわち既知の活性成分を含む新適応症の医薬品</p> <p>(3) 予防用生物学的製剤 2.2 類におけるワクチン菌ウイルス種を改良したワクチン</p> <p>(4) 治療用生物学的製剤第 2.2 類における新適応症が追加された生物学的製剤</p> <p>(5) 漢方薬第 2.3 類、すなわち功能効果を追加した漢方薬</p> <p>3.5 保護範囲に入るか否かの審査</p> <p>新薬に係る技術方案は国務院医薬品監督管理部門が承認した新薬の構造、成分及びその含有量、承認された生産プロセス及び適応症に準じなければならない。新薬に係る技術方</p>
--	--	---

	<p>案が指定した専利請求項の保護範囲に入らない場合、期間の補償を行わない。</p> <p><u>医薬品専利権の期間の補償期間内において、当該専利の保護範囲は、国务院医薬品監督管理部門が市販を承認した新薬に限られ、かつ、当該新薬の承認された適応症に係る技術方案に限られる。保護範囲内において、専利権者が享有する権利及び負担する義務は、専利権の期間の補償前と同じである。製品請求項の保護範囲は承認された適応症に用いる市販新薬製品に限られ、医薬用途請求項の保護範囲は市販新薬製品の承認された適応症に限られ、調製方法請求項の保護範囲は承認された適応症に用いる市販新薬製品の国务院医薬品監督管理部門に登録された生産プロセスに限られる。</u></p> <p>3.6 補償期間の確定</p> <p><u>医薬品専利権の期間の補償を与える場合、補償期間は当該専利出願日から当該新薬が中国で市販承認を取得した日までの日数をもとに5年を差し引いたものとする。当該補償期</u></p>	<p>案が指定した専利請求項の保護範囲に入らない場合、期間の補償を行わない。</p> <p>医薬品専利権の期間の補償期間内において、当該専利の保護範囲は、国务院医薬品監督管理部門が市販を承認した新薬に限られ、かつ、当該新薬の承認された適応症に係る技術方案に限られる。保護範囲内において、専利権者が享有する権利及び負担する義務は、専利権の期間の補償前と同じである。製品請求項の保護範囲は承認された適応症に用いる市販新薬製品に限られ、医薬用途請求項の保護範囲は市販新薬製品の承認された適応症に限られ、調製方法請求項の保護範囲は承認された適応症に用いる市販新薬製品の国务院医薬品監督管理部門に登録された生産プロセスに限られる。</p> <p>3.6 補償期間の確定</p> <p>医薬品専利権の期間の補償を与える場合、補償期間は当該専利出願日から当該新薬が中国で市販承認を取得した日までの日数をもとに5年を差し引いたものとする。当該補償期</p>
--	---	---

	<p>間は5年を超えないものとし、かつ当該医薬品市販承認申請の承認取得後の総有効専利権の期間は14年を超えないものとする。</p> <p>3.7 医薬品専利権の期間の補償請求の審査許可</p> <p>審査を経た後に医薬品専利権の期間の補償請求が期間の補償要件に合致しないと判断した場合、専利局は意見陳述及び/又は書類補正の機会を少なくとも1回請求人に与えなければならない。その後も依然として期間の補償要件に合致しない場合は、期間の補償を行わない旨の決定を下さなければならない。</p> <p>審査を経た後に医薬品専利権の期間の補償を与えるべきと判断した場合において、専利権者が専利権の期間の補償請求を提出したものの、専利局が審査許可決定をまだ下していないときは、審査官は専利権の期間の補償請求の審査許可決定が下された後に、医薬品専利権の期間の補償を与える期間を確定しなければならない。専利権者が専利権の期間の補償請求を提出しておらず、かつ専利権の付与</p>	<p>間は5年を超えないものとし、かつ当該医薬品市販承認申請の承認取得後の総有効専利権の期間は14年を超えないものとする。</p> <p>3.7 医薬品専利権の期間の補償請求の審査許可</p> <p>審査を経た後に医薬品専利権の期間の補償請求が期間の補償要件に合致しないと判断した場合、専利局は意見陳述及び/又は書類補正の機会を少なくとも1回請求人に与えなければならない。その後も依然として期間の補償要件に合致しない場合は、期間の補償を行わない旨の決定を下さなければならない。</p> <p>審査を経た後に医薬品専利権の期間の補償を与えるべきと判断した場合において、専利権者が専利権の期間の補償請求を提出したものの、専利局が審査許可決定をまだ下していないときは、審査官は専利権の期間の補償請求の審査許可決定が下された後に、医薬品専利権の期間の補償を与える期間を確定しなければならない。専利権者が専利権の期間の補償請求を提出しておらず、かつ専利権の付与</p>
--	--	--

	<p><u>公告日から起算して 3 ヶ月の期間が満了していない場合、審査官は専利権の期間の補償請求の期間が満了した後に、医薬品専利権の期間の補償を与える期間を確定しなければならない。ただし、専利権者が専利権の期間の補償請求を放棄することを明示した場合を除く。</u></p> <p><u>審査を経た後に医薬品専利権の期間の補償請求が期間の補償要件に合致すると判断した場合、専利局は期間の補償を与える旨の決定を下し、期間の補償日数を告知しなければならない。</u></p> <p>3.8 登記と公告</p> <p><u>専利局は医薬品専利権の期間の補償を与える旨の決定を下した後、関連の事項を専利登記簿に登記し、かつ専利公報で公告しなければならない。</u></p>	<p>公告日から起算して 3 ヶ月の期間が満了していない場合、審査官は専利権の期間の補償請求の期間が満了した後に、医薬品専利権の期間の補償を与える期間を確定しなければならない。ただし、専利権者が専利権の期間の補償請求を放棄することを明示した場合を除く。</p> <p>審査を経た後に医薬品専利権の期間の補償請求が期間の補償要件に合致すると判断した場合、専利局は期間の補償を与える旨の決定を下し、期間の補償日数を告知しなければならない。</p> <p>3.8 登記と公告</p> <p>専利局は医薬品専利権の期間の補償を与える旨の決定を下した後、関連の事項を専利登記簿に登記し、かつ専利公報で公告しなければならない。</p>
<p>第五部分第九章</p> <p>2. 専利権の終了</p> <p>2.1 専利権の期間満了による終了</p> <p>発明専利権の期間は 20 年、実用新案権及び</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>24. 専利権の終了</p> <p>24.1 専利権の期間満了による終了</p> <p>発明専利権の期間は 20 年、実用新案権の期</p>	<p>第五部分第九章</p> <p>4. 専利権の終了</p> <p>4.1 専利権の期間満了による終了</p> <p>発明専利権の期間は 20 年、実用新案権の期</p>

<p>意匠権の期間は10年である。いずれも出願日から計算される。例えば、ある実用新案專利の出願日が1999年9月6日である場合、当該登録の期間は1999年9月6日から2009年9月5日まで、そして專利権の期間満了による終了日は2009年9月6日である（祝祭日にあたる場合は順延しない）。</p> <p>專利権の期間が満了になった後、直ちに專利登記簿及び專利公報においてそれぞれ登記、公告を行ない、失効処理を行わなければならない。</p>	<p>間は10年、<u>意匠專利権の期間は15年であり、</u>いずれも出願日から計算される。例えば、ある実用新案專利の出願日が1999年9月6日である場合、当該登録の期間は1999年9月6日から2009年9月5日まで、そして專利権の期間満了による終了日は2009年9月6日である（祝祭日にあたる場合は順延しない）。</p> <p><u>發明專利権に專利権付与の期間の補償又は医薬品專利の期間の補償が存在する場合、專利権の期間満了による終了日は、期間補償後の專利権の期間満了による終了日とする。</u>例えば、ある發明專利の出願日が2021年9月6日である場合、当該專利の期間は2021年9月6日から2041年9月5日である。その專利権付与期間の補償後の專利権の期間満了日が2041年12月1日であれば、<u>当該發明專利の專利権の期間満了による終了日は2041年12月2日である（祝祭日に当たる場合は順延しない）。</u></p> <p>專利権の期間が満了になった後、直ちに專</p>	<p>間は10年、意匠專利権の期間は15年であり、いずれも出願日から計算される。例えば、ある実用新案專利の出願日が1999年9月6日である場合、当該登録の期間は1999年9月6日から2009年9月5日まで、そして專利権の期間満了による終了日は2009年9月6日である（祝祭日にあたる場合は順延しない）。</p> <p>發明專利権に專利権付与の期間の補償又は医薬品專利の期間の補償が存在する場合、專利権の期間満了による終了日は、期間補償後の專利権の期間満了による終了日とする。例えば、ある發明專利の出願日が2021年9月6日である場合、当該專利の期間は2021年9月6日から2041年9月5日である。その專利権付与期間の補償後の專利権の期間満了日が2041年12月1日であれば、当該發明專利の專利権の期間満了による終了日は2041年12月2日である（祝祭日に当たる場合は順延しない）。</p> <p>專利権の期間が満了になった後、直ちに專</p>
--	---	--

	利登記簿及び専利公報においてそれぞれ登記、公告を行ない、失効処理を行わなければならない。	利登記簿及び専利公報においてそれぞれ登記、公告を行ない、失効処理を行わなければならない。
<p>第五部分第十章</p> <p>1. 序文</p> <p>専利法第 61 条 2 項は、専利侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務を管理する部門は専利権者又は利害関係人に、国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。</p> <p>国家知識産権局は、専利権者又は利害関係人の請求に応じて、関連実用新案専利又は意匠専利について検索を行い、当該専利が専利法及びその実施細則に規定された権利付与の要件に合致するか否かについて分析、評価を行った上、専利権評価報告を作成する。</p> <p>専利権評価報告は、人民法院又は専利業務を管理する部門が専利権侵害係争を審理・処理する時の証拠となるものであり、主に人民法院又は専利業務を管理する部門が関連手続を中止する必要があるか否かを確定する際に</p>	<p>第五部分第十章</p> <p>1. 序文</p> <p>専利法第 64 条 2 項は、専利侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務を管理する部門は専利権者又は利害関係人に、国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。<u>専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は専利権評価報告を主体的に提出することもできる。</u></p> <p>国家知識産権局は、<u>専利権者又は利害関係人の</u>請求に応じて、関連実用新案専利又は意匠専利について検索を行い、当該専利が専利法及びその実施細則に規定された権利付与の要件に合致するか否かについて分析、評価を行った上、専利権評価報告を作成する。</p> <p>専利権評価報告は、人民法院又は専利業務を管理する部門が専利権侵害係争を審理・処</p>	<p>第五部分第十章</p> <p>1. 序文</p> <p>専利法第 66 条 2 項は、専利侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院又は専利業務を管理する部門は専利権者又は利害関係人に、国家知識産権局が作成した専利権評価報告の提出を求めることができる。専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は専利権評価報告を主体的に提出することもできる。</p> <p>国家知識産権局は、請求に応じて、関連実用新案専利又は意匠専利について検索を行い、当該専利が専利法及びその実施細則に規定された権利付与の要件に合致するか否かについて分析、評価を行った上、専利権評価報告を作成する。</p> <p>専利権評価報告は、人民法院又は専利業務を管理する部門が専利権侵害係争を審理・処</p>

<p>用いる。専利権評価報告が行政決定ではないため、専利権者又は利害関係人はこれによって行政復審又は行政訴訟を提起することはできない。</p> <p>2.1 専利権評価報告請求の客体</p> <p>専利権評価報告請求の客体は、既に終了した又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む、既に権利付与公告がなされた実用新案専利又は意匠専利である。以下に掲げる状況において提出された専利権評価報告請求は提出されていないものとみなされる。</p> <p>(1) 権利付与公告がなされていない実用新案専利出願又は意匠専利出願；</p> <p>(2) 既に専利復審委員会に全部無効と宣告された実用新案専利又は意匠専利；</p> <p>(3) 国家知識産権局が既に専利権評価報告を作成した実用新案専利又は意匠専利</p> <p>2.2 請求人の資格</p> <p>専利法実施細則第 56 条 1 項の規定に基づき、専利権者又は利害関係人が国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することが</p>	<p>理する時の証拠となるものであり、主に人民法院又は専利業務を管理する部門が関連手続を中止する必要があるか否かを確定する際に用いる。専利権評価報告は、行政決定ではないため、<u>専利権者又は利害関係請求人</u>はこれによって行政復審及び行政訴訟を提起することはできない。</p> <p><u>実用新案専利権又は意匠専利権に係る譲渡、質権設定登録、専利実施許諾契約届出を行う場合、国家知識産権局は、必要に応じて、専利権評価報告の提出を求めることができる。</u></p> <p>2.1 専利権評価報告請求の主体及びタイミング</p> <p><u>実用新案専利権又は意匠専利権を付与する旨の決定を公告した後、専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は、専利権評価報告の作成を国家知識産権局に請求することができる。</u></p> <p><u>出願人も専利権登記手続を行う際に、専利権評価報告の作成を国家知識産権局に請求することができる。</u></p>	<p>理する時の証拠となるものであり、主に人民法院又は専利業務を管理する部門が関連手続を中止する必要があるか否かを確定する際に用いる。専利権評価報告は、行政決定ではないため、請求人はこれによって行政復審及び行政訴訟を提起することはできない。</p> <p>実用新案専利権又は意匠専利権に係る譲渡、質権設定登録、専利実施許諾契約届出を行う場合、国家知識産権局は、必要に応じて、専利権評価報告の提出を求めることができる。</p> <p>2.1 専利権評価報告請求の主体及びタイミング</p> <p>実用新案専利権又は意匠専利権を付与する旨の決定を公告した後、専利権者、利害関係人又は被疑侵害者は、専利権評価報告の作成を国家知識産権局に請求することができる。</p> <p>出願人も専利権登記手続を行う際に、専利権評価報告の作成を国家知識産権局に請求することができる。</p> <p>実用新案専利権又は意匠専利権が複数の専</p>
--	--	---

<p>できる。そのうち、利害関係人とは、例えば専利実施独占許諾契約の被許諾人と専利権者に起訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など、専利法第60条の規定に基づいて専利権侵害係争について人民法院に提訴をし、又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有するものをいう。</p> <p>請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求がなされなかったものとみなされる。実用新案専利権又は意匠専利権が複数の専利権者に共有される場合、請求人は専利権者の一部であっても良い。</p> <p>2.3 専利権評価報告請求書</p> <p>請求人は、専利権評価報告の作成を請求する際に、専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において実用新案専利又は意匠専利の専利番号、発明創造の名称、請求人及</p>	<p><u>実用新案専利権又は意匠専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、一部の専利権者を請求人とすることができる。</u></p> <p><u>利害関係人とは、専利法第65条の規定に基づき専利権侵害紛争について人民法院に提訴し又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有する者をいう。例えば専利実施独占許諾契約の被許諾人及び専利権者に提訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人。</u></p> <p><u>前記の規定に合致しない場合、専利権評価報告の請求は提出されていないものとみなす。</u></p> <p>2.4 専利権評価報告請求の客体</p> <p>専利権評価報告請求の客体は、既に終了した又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む、既に権利付与公告がなされた実用新案専利又は意匠専利である。以下に掲げる状況において提出された専利権評価報告請求は提出されていないものとみなされる。</p> <p>(1) 権利付与公告がなされていない実用</p>	<p>利権者による共有に属する場合、請求人は一部の専利権者であることができる。</p> <p>利害関係人とは、専利法第65条の規定に基づき専利権侵害紛争について人民法院に提訴し又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有する者をいう。例えば専利実施独占許諾契約の被許諾人及び専利権者に提訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人。</p> <p>前記の規定に合致しない場合、専利権評価報告の請求は、提出されていないものとみなす。</p> <p>2.2 専利権評価報告請求の客体</p> <p>専利権評価報告請求の客体は、既に終了した又は放棄された実用新案専利又は意匠専利を含む、既に権利付与公告がなされた実用新案専利又は意匠専利である。以下に掲げる状況において提出された専利権評価報告請求は提出されていないものとみなされる。</p> <p>(1) 権利付与公告がなされていない実用新案専利出願又は意匠専利出願。出願人が登</p>
--	---	--

<p>び／又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限るものとする。</p> <p>(2) 請求書において専利権評価報告に係る書類を明示しなければならない。当該書類は権利付与公告と一緒に公布された実用新案専利書類又は意匠専利の書類、又は効力が発生した無効宣告請求審査決定において有効と維持された実用新案専利又は意匠専利の書類とする。専利権評価報告の作成を請求する書類が、効力が発生した無効宣告請求審査決定において一部有効とされた実用新案専利書類又は意匠専利書類である場合、請求人は請求書において関連する無効宣告請求審査決定の決定番号を明示しなければならない。</p> <p>(3) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利実施独占許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施独占許諾契約又はその複写物を提出しなければならない。</p>	<p>新案専利出願又は意匠専利出願。出願人が登記手続を行う際に専利権評価報告請求を提出した場合を除く。</p> <p>(2) 既に専利復審委員会に全部無効と宣告された実用新案専利又は意匠専利；</p> <p>(3) 国家知識産権局が既に専利権評価報告を作成した実用新案専利又は意匠専利</p> <p>2.2 請求人の資格</p> <p>専利法実施細則第 56 条 1 項の規定に基づき、専利権者又は利害関係人が国家知識産権局に専利権評価報告の作成を請求することができる。そのうち、利害関係人とは、例えば専利実施独占許諾契約の被許諾人と専利権者に起訴権を付与された専利実施一般許諾契約の被許諾人など、専利法第 60 条の規定に基づいて専利権侵害係争について人民法院に提訴をし、又は専利業務を管理する部門に処理を請求する権利を有するものをいう。</p> <p>請求人が専利権者又は利害関係人でない場合、その専利権評価報告請求がなされなかったものとみなされる。実用新案専利権又は意</p>	<p>記手続を行う際に専利権評価報告請求を提出した場合を除く。</p> <p>(2) 既に全部無効と宣告された実用新案専利又は意匠専利；</p> <p>(3) 国家知識産権局が既に専利権評価報告を作成した実用新案専利又は意匠専利</p> <p>2.3 専利権評価報告請求書</p> <p>請求人は、専利権評価報告の作成を請求する際に、専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において実用新案専利又は意匠専利の出願番号又は専利番号、発明創造の名称、出願人又は専利権者、請求人の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限るものとする。</p> <p>(2) 請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連証明書類を提出しなければならない。例えば、請求</p>
---	---	--

<p>い。請求人が専利権者によって起訴権を授けられた専利実施一般許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施一般許諾契約又はその複写物及び専利権者に起訴権が授けられたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利実施許諾契約が国家知識産権局に登録されている場合、請求人は専利実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書において明示しなければならない。</p> <p>専利権評価報告請求書が上述の規定に合致しない場合、国家知識産権局は指定期間内に補正するよう請求人に通知するものとする。</p>	<p>匠専利権が複数の専利権者に共有される場合、請求人は専利権者の一部であってもよい。</p> <p>2.3 専利権評価報告請求書</p> <p>請求人は、専利権評価報告の作成を請求する際に、専利権評価報告請求書及び関連書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 専利権評価報告請求書は、国家知識産権局が定めた様式表を使用しなければならない。請求書において実用新案専利又は意匠専利の<u>出願番号又は専利番号</u>、発明創造の名称、<u>出願人又は専利権者</u>、請求人及び/又は専利権者の名称又は氏名を明記しなければならない。一件の請求は一件の実用新案専利又は意匠専利に限るものとする。</p> <p>(2) 請求書において<u>専利権評価報告に係る書類を明示しなければならない。</u>当該書類は権利付与公告と一緒に公布された実用新案専利書類又は意匠専利の書類、又は効力が発生した無効宣告請求審査決定において有効と維持された実用新案専利又は意匠専利の書類</p>	<p>人が専利実施独占許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施独占許諾契約又はその複写物を提出しなければならない。請求人が専利権者によって起訴権を授けられた専利実施一般許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施一般許諾契約又はその複写物及び専利権者に起訴権が授けられたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利実施許諾契約が国家知識産権局に登録されている場合、請求人は専利実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書において明示しなければならない。</p> <p>(3) 請求人が被疑侵害者である場合、専利権評価報告請求を提出するとともに関連の証明書類を提出しなければならない。例えば、人民法院が発行する立件類通知書又はその写し、専利行政法執行部門が発行する立件類通知書又はその写し、調停仲裁機構が発行する立件類書類又はその写し等。</p> <p>専利権者が送付した弁護士書簡、電子商取</p>
--	---	---

	<p>とする。専利権評価報告の作成を請求する書類が、効力が発生した無効宣告請求審査決定において一部有効とされた実用新案専利書類又は意匠専利書類である場合、請求人は請求書において関連する無効宣告請求審査決定の決定番号を明示しなければならない。</p> <p>—(3)—請求人が利害関係人である場合、専利権評価報告請求の提出と同時に関連書類を提出しなければならない。例えば、請求人が専利実施独占許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施独占許諾契約又はその複写物を提出しなければならない。請求人が専利権者によって起訴権を授権された専利実施一般許諾契約の被許諾人である場合、専利権者と結んだ専利実施一般許諾契約又はその複写物及び専利権者に起訴権が授権されたことに関する証明書類を提出しなければならない。前記専利実施許諾契約が国家知識産権局に登録されている場合、請求人は専利実施許諾契約を提出しなくてもよいが、請求書において明示しなければならない。</p>	<p>引プラットフォームの苦情通知書等を受け取った組織又は個人が被疑侵害者に該当する場合、専利権評価報告請求を提出するとともに関連の証明書類を提出しなければならない。例えば専利権者が送付した弁護士書簡又はその写し、電子商取引プラットフォームの苦情通知書又はその写し等。</p> <p>専利権評価報告請求書が上述の規定に合致しない場合、国家知識産権局は指定期間内に補正するよう請求人に通知するものとする。</p>
--	--	---

	<p>い。</p> <p><u>(3) 請求人が被疑侵害者である場合、専 利権評価報告請求を提出するとともに関連の 証明書類を提出しなければならない。例え ば、人民法院が発行する立件類通知書又はそ の写し、専利行政法執行部門が発行する立件 類通知書又はその写し、調停仲裁機構が発行 する立件類書類又はその写し等。</u></p> <p><u>専利権者が送付した弁護士書簡、電子商取 引プラットフォームの苦情通知書等を受け取 った組織又は個人が被疑侵害者に該当する場 合、専利権評価報告請求を提出するとともに 関連の証明書類を提出しなければならない。 例えば専利権者が送付した弁護士書簡又はそ の写し、電子商取引プラットフォームの苦情 通知書又はその写し等。</u></p> <p>専利権評価報告請求書が上述の規定に合致 しない場合、国家知識産権局は指定期間内に 補正するよう請求人に通知するものとする。</p>	
<p>第五部分第十一章電子出願についての若干 の規定</p>	<p><u>第五部分第十一章専利開放許諾</u> <u>1. まえがき</u></p>	<p>第五部分第十一章専利開放許諾 1. まえがき</p>

	<p><u>専利法第 50 条、第 51 条及び専利法実施細則第 85 条から第 88 条の規定に基づき本章を制定する。</u></p> <p><u>専利法第 50 条及び 51 条の規定に基づき、専利権者が自由意思により書面の方式で、いずれの組織又は個人にもその専利の実施を許諾する意思がある旨を国家知識産権局に声明し、かつ使用許諾料の支払方式及び基準を明確にした場合、国家知識産権局は公告を行い、開放許諾を実施する。いずれの組織又は個人も開放許諾専利を実施する意思がある場合、書面の方式により専利権者に通知し、公告した使用許諾料の支払方式、基準に従って使用許諾料を支払うことで、専利実施許諾を獲得する。</u></p> <p><u>開放許諾声明を提出した専利権者は、いずれの組織又は個人に対しても中国国内における開放許諾専利の実施を許諾する旨を声明しなければならない。</u></p> <p><u>国家知識産権局は、専利権者が提出した開放許諾声明が規定に合致するか否かについて</u></p>	<p>専利法第 50 条、第 51 条及び専利法実施細則第 85 条から第 88 条の規定に基づき本章を制定する。</p> <p>専利法第 50 条及び 51 条の規定に基づき、専利権者が自由意思により書面の方式で、いずれの組織又は個人にもその専利の実施を許諾する意思がある旨を国家知識産権局に声明し、かつ使用許諾料の支払方式及び基準を明確にした場合、国家知識産権局は公告を行い、開放許諾を実施する。いずれの組織又は個人も開放許諾専利を実施する意思がある場合、書面の方式により専利権者に通知し、公告した使用許諾料の支払方式、基準に従って使用許諾料を支払うことで、専利実施許諾を獲得する。</p> <p>開放許諾声明を提出した専利権者は、いずれの組織又は個人に対しても中国国内における開放許諾専利の実施を許諾する旨を声明しなければならない。</p> <p>国家知識産権局は、専利権者が提出した開放許諾声明が規定に合致するか否かにつ</p>
--	--	--

	<p><u>審査を行った後、公告を許可するか否かの通知を発行する。</u></p> <p><u>本章では、専利開放許諾声明の提出、専利開放許諾声明の取下げ、専利開放許諾の登録及び公告、専利開放許諾実施契約の発効、専利開放許諾実施契約の届出、専利開放許諾実施期間の費用軽減手続、並びに開放許諾専利の実施に関する法律手続について規定する。</u></p>	<p>いて審査を行った後、公告を許可するか否かの通知を発行する。</p> <p>本章では、専利開放許諾声明の提出、専利開放許諾声明の取下げ、専利開放許諾の登録及び公告、専利開放許諾実施契約の発効、専利開放許諾実施契約の届出、専利開放許諾実施期間の費用軽減手続、並びに開放許諾専利の実施に関する法律手続について規定する。</p>
	<p><u>2. 開放許諾に係る原則</u></p> <p><u>専利開放許諾制度構築の目的は、専利技術の実施と運用を促進し、国家知識産権局を通じて専利開放許諾情報を公告し、専利技術の需要と供給双方のマッチングを手助けすることにある。専利開放許諾に係る手続は以下の原則に従わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 自由意思の原則</u></p> <p><u>開放許諾声明における許諾要件について、関連の規定に合致することを前提に、当事者は自由意思の原則に従って設定することができる。</u></p> <p><u>(2) 適法の原則</u></p>	<p><u>2. 開放許諾に係る原則</u></p> <p>専利開放許諾制度構築の目的は、専利技術の実施と運用を促進し、国家知識産権局を通じて専利開放許諾情報を公告し、専利技術の需要と供給双方のマッチングを手助けすることにある。専利開放許諾に係る手続は以下の原則に従わなければならない。</p> <p>(1) 自由意思の原則</p> <p>開放許諾声明における許諾要件について、関連の規定に合致することを前提に、当事者は自由意思の原則に従って設定することができる。</p> <p>(2) 適法の原則</p>

	<p><u>開放許諾取引の安全を守るため、国家知識産権局が開放許諾専利を公告する専利権は、有効なものでなければならない。開放許諾が実施されている専利権に専利法実施細則第 86 条第 1 項に規定された状況がある場合、専利権者は、開放許諾声明を速やかに取り下げるとともに、被許諾人に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(3) 公開の原則</u></p> <p><u>専利開放許諾声明が公告された後、国家知識産権局は閲覧・複製等の手段により開放許諾声明の内容を対外的に公開することができる。</u></p>	<p>開放許諾取引の安全を守るため、国家知識産権局が開放許諾専利を公告する専利権は、有効なものでなければならない。開放許諾が実施されている専利権に専利法実施細則第 86 条第 1 項に規定された状況がある場合、専利権者は、開放許諾声明を速やかに取り下げるとともに、被許諾人に通知しなければならない。</p> <p>(3) 公開の原則</p> <p>専利開放許諾声明が公告された後、国家知識産権局は閲覧・複製等の手段により開放許諾声明の内容を対外的に公開することができる。</p>
	<p>3. 専利開放許諾声明の提出</p> <p><u>専利権者は、開放許諾専利を実施する意思がある場合、国家知識産権局に専利開放許諾声明を提出しなければならない。専利開放許諾声明は、原則として電子方式により提出しなければならない。電子方式による提出が難しいことが確かな場合は、国家知識産権局が指定する場所で直接提出すること又は関連の書</u></p>	<p>3. 専利開放許諾声明の提出</p> <p>専利権者は、開放許諾専利を実施する意思がある場合、国家知識産権局に専利開放許諾声明を提出しなければならない。専利開放許諾声明は、原則として電子方式により提出しなければならない。電子方式による提出が難しいことが確かな場合は、国家知識産権局が指定する場所で直接提出すること又は関連の書</p>

	<p>類を郵送することができる。</p> <p>3.1 専利開放許諾声明の客体</p> <p><u>専利開放許諾声明の客体は、権利付与公告がなされた発明専利、実用新案専利又は意匠専利でなければならない。</u></p> <p><u>専利権に以下のいずれかの状況がある場合、専利権者は当該専利権について開放許諾を実施してはならない。</u></p> <p><u>(1) 専利権が独占的又は排他的許諾の有効期間内にある場合</u></p> <p><u>(2) 専利権の帰属により紛争が発生した又は人民法院の裁定により専利権に対して保全措置が講じられ、関連の手續が中止している場合</u></p> <p><u>(3) 規定に従って年金を納付していない場合</u></p> <p><u>(4) 専利権に質権が設定され、質権者の同意を得ていない場合</u></p> <p><u>(5) 専利権が終了している場合</u></p> <p><u>(6) 専利権について全部無効が宣告されている場合</u></p>	<p>類を郵送することができる。</p> <p>3.1 専利開放許諾声明の客体</p> <p>専利開放許諾声明の客体は、権利付与公告がなされた発明専利、実用新案専利又は意匠専利でなければならない。</p> <p>専利権に以下のいずれかの状況がある場合、専利権者は当該専利権について開放許諾を実施してはならない。</p> <p>(1) 専利権が独占的又は排他的許諾の有効期間内にある場合</p> <p>(2) 専利権の帰属により紛争が発生した又は人民法院の裁定により専利権に対して保全措置が講じられ、関連の手續が中止している場合</p> <p>(3) 規定に従って年金を納付していない場合</p> <p>(4) 専利権に質権が設定され、質権者の同意を得ていない場合</p> <p>(5) 専利権が終了している場合</p> <p>(6) 専利権について全部無効が宣告されている場合</p>
--	---	---

	<p><u>(7) 実用新案專利又は意匠專利が国家知識産権局による專利権評価報告の発行を経ていない場合</u></p> <p><u>(8) 專利権評価報告の結論において、実用新案專利権又は意匠專利権が專利権付与の要件に合致しないと判断された場合</u></p> <p><u>(9) 專利権の効果的な実施を妨げるその他の状況がある場合</u></p> <p>3.2 請求人の資格</p> <p><u>専利法実施細則第 85 条第 1 項の規定に基づき、專利権者は、国家知識産権局に開放許諾声明を提出することができる。共有者が專利権の共有について開放許諾声明を提出する場合、共有者全員の書面の同意を得なければならない。</u></p> <p>3.3 專利開放許諾声明</p> <p><u>請求人は規定の書式に従って專利開放許諾声明及び提供する必要のあるその他の書類を提出しなければならない。請求人が提出する書類の内容は真実かつ正確、明確であり、国の法律規定及び社会道德、公共の利益の要求</u></p>	<p>(7) 実用新案專利又は意匠專利が国家知識産権局による專利権評価報告の発行を経ていない場合</p> <p>(8) 專利権評価報告の結論において、実用新案專利権又は意匠專利権が專利権付与の要件に合致しないと判断された場合</p> <p>(9) 專利権の効果的な実施を妨げるその他の状況がある場合</p> <p>3.2 請求人の資格</p> <p>専利法実施細則第 85 条第 1 項の規定に基づき、專利権者は、国家知識産権局に開放許諾声明を提出することができる。共有者が專利権の共有について開放許諾声明を提出する場合、共有者全員の書面の同意を得なければならない。</p> <p>3.3 專利開放許諾声明</p> <p>請求人は規定の書式に従って專利開放許諾声明及び提供する必要のあるその他の書類を提出しなければならない。請求人が提出する書類の内容は真実かつ正確、明確であり、国の法律規定及び社会道德、公共の利益の要求</p>
--	---	--

	<p>に合致しなければならず、商業的な宣伝の文言を表記してはならない。</p> <p><u>専利開放許諾声明には、以下の事項を明記しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 専利番号</u></p> <p><u>(2) 専利権者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 専利使用許諾料の支払方式、基準</u></p> <p><u>(4) 専利許諾期間</u></p> <p><u>(5) 専利権者の連絡先</u></p> <p><u>(6) 開放許諾声明の要件に合致する旨の専利権者の約束</u></p> <p><u>(7) 明確にする必要のあるその他の事項</u></p> <p><u>専利権者は使用許諾料の計算の根拠及び方式に関する概要説明を併せて提出しなければならない、通常は2,000字を超えないものとする。専利使用許諾料は、当該概要説明を根拠としなければならない、固定の費用基準で支払う場合は通常2,000万円を上回らないこととする。2,000万円を上回る場合、専利権者は専利法第50条に規定された開放許諾以外の他の方式を利用して許諾を行うことができる。</u></p>	<p>に合致しなければならず、商業的な宣伝の文言を表記してはならない。</p> <p>専利開放許諾声明には、以下の事項を明記しなければならない。</p> <p>(1) 専利番号</p> <p>(2) 専利権者の氏名又は名称</p> <p>(3) 専利使用許諾料の支払方式、基準</p> <p>(4) 専利許諾期間</p> <p>(5) 専利権者の連絡先</p> <p>(6) 開放許諾声明の要件に合致する旨の専利権者の約束</p> <p>(7) 明確にする必要のあるその他の事項</p> <p>専利権者は使用許諾料の計算の根拠及び方式に関する概要説明を併せて提出しなければならない、通常は2,000字を超えないものとする。専利使用許諾料は、当該概要説明を根拠としなければならない、固定の費用基準で支払う場合は通常2,000万円を上回らないこととする。2,000万円を上回る場合、専利権者は専利法第50条に規定された開放許諾以外の他の方式を利用して許諾を行うことができる。</p>
--	--	---

	<p><u>ロイヤルティで支払う場合、純売上高の歩合は通常 20%を上回らず、利益額の歩合は通常 40%を上回らないこととする。</u></p> <p><u>専利開放許諾声明には、専利権者が署名又は捺印しなければならない。専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、代表者が署名又は捺印するとともに、共有する専利権者が署名又は捺印した開放許諾に同意する旨の書面声明を添付することができる。専利代理機構に委任する場合、専利開放許諾声明は専利代理機構が捺印するとともに、専利権者全員が署名又は捺印した開放許諾に同意する旨の書面声明を添付しなければならない。</u></p> <p>3.4 公告の許可と公告の不許可</p> <p><u>(1) 専利開放許諾声明が審査を経て規定に合致するものであった場合、国家知識産権局は公告を許可する。</u></p> <p><u>(2) 専利開放許諾声明が審査を経て専利法実施細則第 85 条の規定に合致しない、又は第 86 条に挙げる状況に属するものであった場合、国家知識産権局は公告しない。</u></p>	<p>ロイヤルティで支払う場合、純売上高の歩合は通常 20%を上回らず、利益額の歩合は通常 40%を上回らないこととする。</p> <p>専利開放許諾声明には、専利権者が署名又は捺印しなければならない。専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、代表者が署名又は捺印するとともに、共有する専利権者が署名又は捺印した開放許諾に同意する旨の書面声明を添付することができる。専利代理機構に委任する場合、専利開放許諾声明は専利代理機構が捺印するとともに、専利権者全員が署名又は捺印した開放許諾に同意する旨の書面声明を添付しなければならない。</p> <p>3.4 公告の許可と公告の不許可</p> <p>(1) 専利開放許諾声明が審査を経て規定に合致するものであった場合、国家知識産権局は公告を許可する。</p> <p>(2) 専利開放許諾声明が審査を経て専利法実施細則第 85 条の規定に合致しない、又は第 86 条に挙げる状況に属するものであった場合、国家知識産権局は公告しない。</p>
--	--	--

	<p><u>(3) 専利権者が虚偽の書類の提供、事実の隠蔽等の手段によって開放許諾声明を行った場合、国家知識産権局は発見次第、取り消さなければならない。</u></p> <p>3.5 専利開放許諾声明の発効</p> <p><u>専利開放許諾声明は、公告日から効力を生じる。</u></p>	<p>(3) 専利権者が虚偽の書類の提供、事実の隠蔽等の手段によって開放許諾声明を行った場合、国家知識産権局は発見次第、取り消さなければならない。</p> <p>3.5 専利開放許諾声明の発効</p> <p>専利開放許諾声明は、公告日から効力を生じる。</p>
	<p>4. 専利開放許諾声明の取下げ</p> <p><u>専利権者は、専利法実施細則第 86 条の規定に基づき又はその他正当な理由に基づき、開放許諾声明を取り下げることができる。共有者が、共有する専利権について開放許諾声明を取り下げる場合、共有者全員の書面による同意を得なければならない。専利権者は、開放許諾声明を取り下げる場合、開放許諾声明取下げ請求を提出しなければならない。開放許諾声明取下げ請求には、専利権者が署名又は捺印しなければならない。専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、代表者が署名又は捺印するとともに、共有する専利権者が署名又は捺印した開放許諾の取下げに同</u></p>	<p>4. 専利開放許諾声明の取下げ</p> <p>専利権者は、専利法実施細則第 86 条の規定に基づき又はその他正当な理由に基づき、開放許諾声明を取り下げることができる。共有者が、共有する専利権について開放許諾声明を取り下げる場合、共有者全員の書面による同意を得なければならない。専利権者は、開放許諾声明を取り下げる場合、開放許諾声明取下げ請求を提出しなければならない。開放許諾声明取下げ請求には、専利権者が署名又は捺印しなければならない。専利権が複数の専利権者による共有に属する場合、代表者が署名又は捺印するとともに、共有する専利権者が署名又は捺印した開放許諾の取下げに同</p>

	<p><u>意する書面声明を添付することができる。専 利代理機構に委任する場合、開放許諾声明取 下げ請求は専利代理機構が捺印するととも に、専利権者全員が署名又は捺印した撤回開 放許諾の取下げに同意する書面声明を添付し なければならない。開放許諾声明の取下げに は、いかなる条件も付してはならない。</u></p> <p><u>開放許諾声明取下げ請求が審査を経て、規 定に合致するものであった場合、国家知識産 権局は、開放許諾声明を取り下げる旨の公告 を許可する。規定に合致しない場合、国家知 識産権局は、開放許諾声明を取り下げる旨の 公告を許可せず、かつ請求人に理由を説明す る。</u></p> <p><u>開放許諾声明の取下げは、公告日から効力 を生じる。</u></p> <p><u>専利権者が取り下げるべきであるにもかか わらず専利開放許諾声明を速やかに取り下げ ない場合、国家知識産権局は、当該専利開放 許諾声明を終了又は取り消し、かつ公告す る。</u></p>	<p>意する書面声明を添付することができる。専 利代理機構に委任する場合、開放許諾声明取 下げ請求は専利代理機構が捺印するととも に、専利権者全員が署名又は捺印した撤回開 放許諾の取下げに同意する書面声明を添付し なければならない。開放許諾声明の取下げに は、いかなる条件も付してはならない。</p> <p>開放許諾声明取下げ請求が審査を経て、規 定に合致するものであった場合、国家知識産 権局は、開放許諾声明を取り下げる旨の公告 を許可する。規定に合致しない場合、国家知 識産権局は、開放許諾声明を取り下げる旨の 公告を許可せず、かつ請求人に理由を説明す る。</p> <p>開放許諾声明の取下げは、公告日から効力 を生じる。</p> <p>専利権者が取り下げるべきであるにもかか わらず専利開放許諾声明を速やかに取り下げ ない場合、国家知識産権局は、当該専利開放 許諾声明を終了又は取り消し、かつ公告す る。</p>
--	--	--

	<p>5. 専利開放許諾の登記と公告</p> <p><u>専利開放許諾声明に係る事項は専利登記簿に登記し、専利公報で公告する。</u></p> <p><u>専利開放許諾声明で公開する項目には、主分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明名称、出願日、権利付与公告日、専利使用許諾料の支払方式及び基準、専利許諾期間、専利権者の連絡先、開放許諾声明の発効日等が含まれる。</u></p> <p><u>専利開放許諾声明の取下げにおいて公開する項目には、主分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明名称、開放許諾声明の取下げ日等が含まれる。</u></p>	<p>5. 専利開放許諾の登記と公告</p> <p>専利開放許諾声明に係る事項は専利登記簿に登記し、専利公報で公告する。</p> <p>専利開放許諾声明で公開する項目には、主分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明名称、出願日、権利付与公告日、専利使用許諾料の支払方式及び基準、専利許諾期間、専利権者の連絡先、開放許諾声明の発効日等が含まれる。</p> <p>専利開放許諾声明の取下げにおいて公開する項目には、主分類番号、専利番号、開放許諾声明番号、専利権者、発明名称、開放許諾声明の取下げ日等が含まれる。</p>
	<p>6. 専利開放許諾実施契約の発効</p> <p><u>いずれの組織又は個人であっても、書面の方式により開放許諾専利を実施する意思がある旨を専利権者に通知し、公告に従って使用許諾料を支払った場合には、専利開放許諾実施契約の効力が生じる。ただし、関連の法律、行政法規に別途の定めがある場合を除く。</u></p>	<p>6. 専利開放許諾実施契約の発効</p> <p>いずれの組織又は個人であっても、書面の方式により開放許諾専利を実施する意思がある旨を専利権者に通知し、公告に従って使用許諾料を支払った場合には、専利開放許諾実施契約の効力が生じる。ただし、関連の法律、行政法規に別途の定めがある場合を除く。</p>

	<p><u>中国国内の組織又は個人が専利開放許諾を実施する場合において、外国人、外国企業又は外国のその他の組織に実施する意思があるときは、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」及び「技術輸出入契約登記管理弁法」等の関連規定に合致しなければならない。</u></p> <p><u>中国国内の組織又は個人が専利開放許諾を実施する場合において、香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織に実施する意思があるときは、上述の規定を参照する。</u></p>	<p>中国国内の組織又は個人が専利開放許諾を実施する場合において、外国人、外国企業又は外国のその他の組織に実施する意思があるときは、「中華人民共和国技術輸出入管理条例」及び「技術輸出入契約登記管理弁法」等の関連規定に合致しなければならない。</p> <p>中国国内の組織又は個人が専利開放許諾を実施する場合において、香港、マカオ又は台湾地区の個人、企業又はその他の組織に実施する意思があるときは、上述の規定を参照する。</p>
	<p><u>7. 専利開放許諾実施契約の届出</u></p> <p><u>許諾人と被許諾人のいずれの一方も、開放許諾実施契約の発効後、開放許諾の達成を証明できる書面の書類により国家知識産権局に届出を行うことができる。</u></p> <p><u>専利開放許諾実施契約の届出を行う場合、以下の書類を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 請求人が署名捺印した専利実施許諾契約届出申請表</u></p> <p><u>(2) 被許諾人が書面の方式により専利権</u></p>	<p>7. 専利開放許諾実施契約の届出</p> <p>許諾人と被許諾人のいずれの一方も、開放許諾実施契約の発効後、開放許諾の達成を証明できる書面の書類により国家知識産権局に届出を行うことができる。</p> <p>専利開放許諾実施契約の届出を行う場合、以下の書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 請求人が署名捺印した専利実施許諾契約届出申請表</p> <p>(2) 被許諾人が書面の方式により専利権</p>

	<p><u>者に送付した通知</u></p> <p><u>(3) 被許諾人が専利権者に使用許諾料を支払った証憑（又は専利権者が使用許諾料を受領した証憑）</u></p> <p><u>(4) 請求人の身分証明</u></p> <p><u>(5) 代理を委任した場合、委任権限が明記された委任状</u></p> <p><u>(6) 担当者の身分証明</u></p> <p><u>(7) 提供する必要のあるその他の書類</u></p> <p><u>専利開放許諾実施契約の届出手続は「専利実施許諾契約届出弁法」を参照して適用する。</u></p>	<p><u>者に送付した通知</u></p> <p><u>(3) 被許諾人が専利権者に使用許諾料を支払った証憑（又は専利権者が使用許諾料を受領した証憑）</u></p> <p><u>(4) 請求人の身分証明</u></p> <p><u>(5) 代理を委任した場合、委任権限が明記された委任状</u></p> <p><u>(6) 担当者の身分証明</u></p> <p><u>(7) 提供する必要のあるその他の書類</u></p> <p><u>専利開放許諾実施契約の届出手続は「専利実施許諾契約届出弁法」を参照して適用する。</u></p>
	<p><u>8. 専利開放許諾実施期間の費用軽減手続きの取り扱い</u></p> <p><u>専利開放許諾実施期間とは、専利開放許諾実施契約の発効日から専利許諾期間の満了までの期間をいう。</u></p> <p><u>請求人が専利開放許諾実施契約の届出を行った場合、専利権者が専利年間費用軽減請求を同時に提出したものとみなす。専利開放許諾実施契約の届出が許可された場合、専利権</u></p>	<p><u>8. 専利開放許諾実施期間の費用軽減手続きの取り扱い</u></p> <p><u>専利開放許諾実施期間とは、専利開放許諾実施契約の発効日から専利許諾期間の満了までの期間をいう。</u></p> <p><u>請求人が専利開放許諾実施契約の届出を行った場合、専利権者が専利年間費用軽減請求を同時に提出したものとみなす。専利開放許諾実施契約の届出が許可された場合、専利権</u></p>

	<p>者は<u>専利開放許諾実施期間において、規定に従い届出日から期間が満了していない専利の年間費用軽減を享有することができる。専利権者が開放許諾声明を取り下げた場合、次の専利年度からは開放許諾により得る専利年間費用の軽減を享有しない。専利権者が2件の専利年間費用軽減要件を同時に満たす場合、軽減比率の高いほうの条件で軽減を行う。</u></p> <p><u>開放許諾を実施する専利権者と被許諾人が使用許諾料について協議を行った後に一般許諾契約を締結する場合は、開放許諾に属しない。</u></p>	<p>者は<u>専利開放許諾実施期間において、規定に従い届出日から期間が満了していない専利の年間費用軽減を享有することができる。専利権者が開放許諾声明を取り下げた場合、次の専利年度からは開放許諾により得る専利年間費用の軽減を享有しない。専利権者が2件の専利年間費用軽減要件を同時に満たす場合、軽減比率の高いほうの条件で軽減を行う。</u></p> <p><u>開放許諾を実施する専利権者と被許諾人が使用許諾料について協議を行った後に一般許諾契約を締結する場合は、開放許諾に属しない。</u></p>
	<p>9. 開放許諾を実施済みの専利に係る手続の取り扱い</p> <p><u>開放許諾を実施済みの専利について、専利権者は、以下の手続を行うまでの間に、開放許諾声明を取り下げなければならない。</u></p> <p><u>(1) 専利権の譲渡により、書誌的事項変更請求を提出した場合</u></p> <p><u>(2) 専利権者が書面声明により専利権を放棄した場合</u></p>	<p>9. 開放許諾を実施済みの専利に係る手続の取り扱い</p> <p><u>開放許諾を実施済みの専利について、専利権者は、以下の手続を行うまでの間に、開放許諾声明を取り下げなければならない。</u></p> <p><u>(1) 専利権の譲渡により、書誌的事項変更請求を提出した場合</u></p> <p><u>(2) 専利権者が書面声明により専利権を放棄した場合</u></p>

	<p><u>専利権の譲渡を除き、専利権者はその他の事由により変更が生じかつ開放許諾を継続して実施する場合、元の開放許諾声明の取下げ及び再声明の関連手続を速やかに行わなければならない。専利権者が当該変更後において開放許諾を実施しない場合、元の開放許諾声明の取下げ手続を速やかに行わなければならない。</u></p> <p><u>専利権者が開放許諾を実施する専利権に質権を設定する場合には、当該専利権抵当登記を行う際に、専利開放許諾の継続的实施に同意する旨の質権者の書面声明を提供しなければならない。</u></p>	<p>専利権の譲渡を除き、専利権者はその他の事由により変更が生じかつ開放許諾を継続して実施する場合、元の開放許諾声明の取下げ及び再声明の関連手続を速やかに行わなければならない。専利権者が当該変更後において開放許諾を実施しない場合、元の開放許諾声明の取下げ手続を速やかに行わなければならない。</p> <p>専利権者が開放許諾を実施する専利権に質権を設定する場合には、当該専利権抵当登記を行う際に、専利開放許諾の継続的实施に同意する旨の質権者の書面声明を提供しなければならない。</p>
--	--	--

出所：国家知識産権局ホームページ：

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/10/31/art_75_180016.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。